

一〇、商業

商店

古來朝鮮人の商業取引は、大部分物々交換時代の遺物たる舊式の市場に於て行はれ、常設店舗に於て營業するものは極めて尠く、その取引方法も甚だ幼稚で、また賣買高も至つて僅少であつた。近時漸く市街の發達に伴ひ常設店舗を設けて商業を營むものが増加して來たが、その取引上に於ける勢力は頗る薄弱にして、内地人及び支那人の商業者に比較するに、朝鮮人の商業者は、資力・信用・取引高・經營法・店舗の構造等に於て著しく遜色がある。殊に貿易上の實權は殆んど内地人若くは支那人に掌握され、内國商業に於て卸賣問屋の如き大資本を要する商業取引に、朝鮮人の携はつて居るものは極めて少數にして、大部分は朝鮮人相手の小賣を營むに過ぎないのである。朝鮮人商賣の名稱及び看板等も漸次内地流になつて居るが、今試みに在來のものに就いて二三の例を述べて見やう。

●客主 客主はこれを旅閣（客主）とも稱し、本來の業務は委託を受けて取引を爲し、または手形の引受、割引・貸金・及び貨幣の交換等を爲し、併せて顧客を宿泊せしむるものであつて、その商行爲とする所は恰も内地の間屋業に類して居る。客主と旅閣との區別は殆んど分ち難いが、前者は一切の商品を取

扱ひ、後者は鹽・魚類・海藻等を主とし、旅閣に於ても米穀を取扱ふこゝがある。客主は絶えず市場の相場を通報し、委託者は機を見てその所有貨物を客主に送り指定價格を表示して販賣を委託し、これと同時に客主は委託者に對して預り證書を交付し、委託者の指定價格を以て販賣したるときは、所定の口錢、その他の諸經費を控除して、残額を委託者に交付するものである。客主中には歩行者主と名づくるものあり、これは旅人宿を本業とし内地の木賃宿に類して居る。

居間 賣買兩者の間に介在して、諸般の周旋を爲し、一定の口錢を受くるを本業とし、恰も内地の仲立人と異ならぬもので、常に店主の店舗に出入し、その依頼を受けて賣買者を探索紹介し、賣買成立の時報酬として口錢を得るものである。また居間には一定の出入客主を有し、その使用人となりて周旋の勞に當るものあり、稍や客主業と相似て居るが、客主は委託者の爲めに賣買を紹介するに同時に、表面自ら取引の營業者となりて權利義務の主體たるに反し、居間は單に賣買業を紹介するに止まり、取引に關して何等關與する所はないのである。

監考 地方に依りてその取扱ふ商品は一定しないが、市場取引の米穀は賣買者自らこれを升量せず、必ず監考の升量を受け、その手数料として一升到満たざる端數の米穀を收受するの慣習があつたが、市場規則の公布と共に今は殆んどその跡を絶たんとして居る。

都賣商 大なる資本を有し、直接生産を爲さしめ、若くは原産地より仕入、或は内地及び海外より

輪移入を爲して卸賣を行ふものである。

散賣商 往時朝鮮には官有建物を借用し、座して商業を營む座賣と、地方を巡回して商業を營む行商とあり、また行商にも船舶を利用して商業を營む水商と、陸路を巡回して商業を營む陸商とがあつたが、裸負商はこの陸商を云ふのである。散賣商は各地の都會及び部落に店舗を有し又は市場に出店するが、大部分のものは資力乏しく取引高も少額であつて、地方に行くに農家の副業に行つて居るものが多いやうである。

裸負商 裸負商とは裸商及び負商の二者を云ふのであつて、共に行商者の意である。裸商は、また裸商とも稱し、吳服・反物・冠具・小間物・雜貨等の貨物を風呂敷に包み、これを背負ふて三々五々隊を爲し、各地の開市日を逐ふて市場商業を營む旅商人で、負商とは、陶器・漆器・草鞋・乾魚等の日用雜貨を、チゲミ稱する内地で樵夫が薪を負ふに用ふるやうな粗製の木器にて背負ひ、各地の開市地を巡回行商するものである。古來この裸負商の本場は開城であつて、夙に同地の商人は内地の近江商人や富山の賣藥商の如く朝鮮全道に行商し、尙ほ金貨にも非常に活動して居る。

典當舖 典當舖、典當舖は内地の質屋と同じもので、多くは高利貸、又は福徳房、その他の營業も兼業して居る。

福徳房 土地家屋の賣買・典當・貸借の媒介を業とし、一定の口錢を得る所謂周旋業のこゝで、京

城・平壤では家僧ミ云ふ。その事務所を福德房ミ稱し、契の事務所に使用して居るものなごもある。家僧はその媒介に依り、家屋の賣買・貸借・典當等の成立した場合、契約證書に證人ミして連署し、兼ねて保證の責を負ふものである。尙ほ朝鮮人の商店中、舊來の名稱を踏襲するものに就いて、その主なるものを擧ぐるミ左の如くなつて居る。

- 毛物 塵 毛皮及び毛皮製品並に主なる朝鮮雜貨を賣る店
- 鞋 塵 鞋を賣る店
- 布木 塵 織物類を賣る店
- 笠子 宕巾 笠子(平常用ゆる帽子) 宕巾(馬毛にて編みたる官員の冠、笠子の下に著く)
- 網巾 塵 網巾(馬鬣にて製したる巾、頭髮の亂れざるやう額に纏ふもの)を賣る店
- 鍮器 塵 銅器及び眞鍮製食器家具等を賣る店
- 櫥 塵 箆筒、衣盒等を賣る店
- 瓮器 塵 素焼物を賣る店
- 砂器 塵 陶磁器を賣る店
- 册 肆 本屋
- 銀 房 銀細工屋
- 玉 房 玉細工屋
- 飯饌假家 日用食料品(主として乾物)を賣る店

乾劑藥局 漢藥を賣る店

貝物 塵 玉製裝身具を賣る店

喪頭都家 喪具を貸する店

賁物 塵 主として冠婚葬祭の儀式に用ふる衣裝器具を貸する店

右は朝鮮人の商業状態を述べたのであるが、併合以前に於ける内地人の商業は、概ね京城・仁川・釜山・馬山・群山・木浦・大邱・元山・清津・平壤・鎮南浦・新義州等内地人の集團地を中心とし、その附近を範圍ミして居たに過ぎなかつたけれども、併合以來、諸般施設の發展ミ共に、今や都鄙の別なく、到る所に内地人の商業勢力が伸びて居るのを認めることが出来る。内地人の商業は、穀物・海産物・牛皮等・朝鮮物産の輸移出、或は各種雜貨・綿絲布類・酒・醬油・砂糖・燐寸等の移入貿易を主とし、各種商品の卸賣、小賣に従ふ者も亦多く、日用雜貨、又は米穀・呉服・煙草・酒・醬油・文房具・菓子・荒物・青物類の商品は、概して京城・仁川・釜山等の卸商より各地の小賣商に供給せられて居る。

また支那人の商業は朝鮮内に於て非常なる勢力を有し、京城・仁川・釜山・平壤・鎮南浦・新義州・元山、その他の開港場及び都會地は勿論、如何なる山間僻地ミ雖も、必ず支那商人が入り込みて、呉服・反物・雜貨等の商業を営み、殊に市街地に於ける野菜の販賣は、その附近に菜圃を經營する彼等

の爲め殆んど獨占されて居る。また支那料理や理髮店の普及せることも驚異に値するもので、その支那商人の努力は支那労働者の勤勉に相俟つて、益々根底深く朝鮮の經濟界に喰ひ入り、その本國へ年持ち歸つて行く利益は莫大なものである。

市場

朝鮮に於ける市場取引は商業上最も重要な部分を占め、殊に都會地以外に在りては日用必需品の賣買は殆んど市場のみに於て行はれ、市場は生活上、及び經濟上極めて大切なる機能を有して居る。昭和四年末現在の調査に據るに、市場規則第一條に規定されてある第一號市場（場屋を設け又は設けざるも區劃したる地域に於て毎日又は定期に多數の需要者又は供給者來集し貨物の賣買交換を行ふ場所）一千三百五十八、この一個年の賣買取引高一億七千四百二十三萬三千圓、第二號市場（二十人以上の營業者一場屋に於て主として穀物、食料品の販賣を行ふ場所）十一、賣買取引高八百六十四萬四千圓、第三號市場（委託を受け競賣の方法に依り貨物の販賣を行ふ場所）三十九、賣買取引高一千三百十八萬三千圓、第四號市場（毎日又は定期に營業者集會し見本又は銘柄に依り物品の賣買取引を行ふ場所）十、賣買取引高七億七千九十八萬三千圓となつて居る。ここに一號市場云ふのは在來の朝鮮市場にして、二號市場は食料品市場とも稱すべきものであり、物價暴騰の當時、生活難の緩和を目

的として都會に府營面營を以て設置された、俗に云ふ公設市場の類である。三號市場は水産物及び蔬菜果實の如き雜市場である。四號市場は穀物現物取引市場で、市場規則に依り監督を受けて居る、試みに四號市場を除外した各市場の分布状態を見るに、京畿道百十八、忠清北道五十六、忠清南道八十七、全羅北道六十八、全羅南道百二十四、慶尙北道百六十九、慶尙南道百四十六、黃海道百二十四、平安南道百三十九、平安北道九十三、江原道百二十五、咸鏡南道百四、咸鏡北道五十五、合計千四百八となつて居る。その市場取引高は昭和四年中に於て、農産物五千四百四萬二千餘圓、水産物三千萬四千餘圓、織物二千七百六十八萬餘圓、畜産物五千四百四十六萬三千餘圓、其他三千二百八十六萬六千餘圓、合計一億九千六百五萬八千餘圓に達するのである。今試みに四號市場を除外した、各道別一市場當り取引高、人口及び面積を見るに左の如く、これに依つて見るも、市場が多數地方民の商業機關として、如何に重要な地位を占めて居るかを窺ふことが出来る。

一市場當り取引高・人口及び面積

道名	取引高	人口	面積
京畿道	一八三、八六〇	一六、四四一	七、〇四二 <small>平方里</small>
忠清北道	一一一、四三二	一四、八五八	八、五八九
			一七五

忠清南道	一四七、一三九	一四、七三三	六〇三四
全羅北道	一〇六、七七四	二〇、二六七	八、一三三
全羅南道	八六、九四二	一七、〇七五	七、二五七
慶尙北道	一〇三、八四五	一三、四四四	七、二八四
慶尙南道	一六九、一七九	一三、四七六	五、四六五
黃海道	一一五、九八八	一一、二二六	八、七五〇
平安南道	一五二、五八四	九、一九四	六、九六四
平安北道	二四七、二八九	一五、〇八七	一九、八二七
江原道	八三、六七七	一〇、二九一	一三、六二四
咸鏡南道	一四七、五四一	一三、三〇二	一九、九四二
咸鏡北道	一七六、〇七六	一一、九五二	二二、九八一
全鮮	一三九、二四六	一三、七二九	一〇、二六五

古來大邱・江景・平壤は朝鮮の三大市場と稱せられ、また一説には大邱・江景の外に、金泉を加へて三大市場と云ふものあり、或は大邱・江景・全州を指すものもあるが、近時交通機關の普及と都市の發達の結果、市場の盛衰に大なる影響を及ぼし、江景の如きは最早屈指の大市場とは稱し難きに至り、京城に於ける南大門及び東大門市場を始めとし、各地方に著名なる大市場が現出して居る。大體に於て常設店舗の發達せる南鮮地方よりは、その發達幼稚なる北鮮地方に巨額の取引高を有する市場が多いやうであるが、市場の数は人口多く且つ經濟力の富んで居る南鮮地方に分布が多い。市場の開市日は、主要市街に設置されて居る公設市場、及び魚菜市場の如きは毎日開市されるが、在來の普通市場は大抵一六、二七、三八、四九、五十三云ふやうに五日目毎に開市され、中には毎日開市又は月三回或は附近市場と交互に定期開市のものもあり、藥令市の如きは秋期又は冬期に一箇月乃至二箇月一回開市されるものである。市場中にはその沿革の古いものが多く、數百年前より同一場所に於て開市して居るものも尠くないが、中には交通機關の變遷、都邑の發達、地勢の關係等で、位置を變更したり、または市日の變つたものもあり、或は廢止、合併、新設されたものもある。市場は概して交通の便利なる地に設置され、河原、路傍等の空地を利用して居るものも今尙ほ尠ならず、中には墓地の附近なごに設けて居るものも多いやうであるが、郡廳の設置と同時に開かれたる市場の数が甚だ多い。市場の分布は一郡四五箇所より十箇所内外に及ぶものもあり、市場の大小並に季節に依りて商人及び購買者の出場数は一定しないが、數百人より數千人の多きに達し、秋の收穫後は市場の最も繁昌する時で、春より夏に掛けては一般に取引閑散の時である。市場の利用範圍は、市場の大小、附近の地勢等の關係上多少の廣狹はあるが、附近三四里より七八里に及ぶ。出場商人は附近の者及び近郷の生産者が多く、この外に市場巡回の行商者も出店するのである。市場の取引は現金賣が多いが、また多少の懸賣も行はれ、市日を利用して金融も行はれる。大體に於て朝鮮在來の普通市場は、殆んど

古來大邱・江景・平壤は朝鮮の三大市場と稱せられ、また一説には大邱・江景の外に、金泉を加へて三大市場と云ふものあり、或は大邱・江景・全州を指すものもあるが、近時交通機關の普及と都市の發達の結果、市場の盛衰に大なる影響を及ぼし、江景の如きは最早屈指の大市場とは稱し難きに至り、京城に於ける南大門及び東大門市場を始めとし、各地方に著名なる大市場が現出して居る。大體に於て常設店舗の發達せる南鮮地方よりは、その發達幼稚なる北鮮地方に巨額の取引高を有する市場が多いやうであるが、市場の数は人口多く且つ經濟力の富んで居る南鮮地方に分布が多い。市場の開市日は、主要市街に設置されて居る公設市場、及び魚菜市場の如きは毎日開市されるが、在來の普通市場は大抵一六、二七、三八、四九、五十三云ふやうに五日目毎に開市され、中には毎日開市又は月三回或は附近市場と交互に定期開市のものもあり、藥令市の如きは秋期又は冬期に一箇月乃至二箇月一回開市されるものである。市場中にはその沿革の古いものが多く、數百年前より同一場所に於て開市して居るものも尠くないが、中には交通機關の變遷、都邑の發達、地勢の關係等で、位置を變更したり、または市日の變つたものもあり、或は廢止、合併、新設されたものもある。市場は概して交通の便利なる地に設置され、河原、路傍等の空地を利用して居るものも今尙ほ尠ならず、中には墓地の附近なごに設けて居るものも多いやうであるが、郡廳の設置と同時に開かれたる市場の数が甚だ多い。市場の分布は一郡四五箇所より十箇所内外に及ぶものもあり、市場の大小並に季節に依りて商人及び購買者の出場数は一定しないが、數百人より數千人の多きに達し、秋の收穫後は市場の最も繁昌する時で、春より夏に掛けては一般に取引閑散の時である。市場の利用範圍は、市場の大小、附近の地勢等の關係上多少の廣狹はあるが、附近三四里より七八里に及ぶ。出場商人は附近の者及び近郷の生産者が多く、この外に市場巡回の行商者も出店するのである。市場の取引は現金賣が多いが、また多少の懸賣も行はれ、市日を利用して金融も行はれる。大體に於て朝鮮在來の普通市場は、殆んど

何等の設備なき野天に於て賣買される爲め、交通並に衛生上より見て遺憾の點が多く、また雨天の際には開市されない不便があり、その取引方法も概ね幼稚にして、原始的經濟狀態の域を脱し得ない觀がある。

更に各地に散在せる市場中に在りてその取引高の大なるものを知る爲め、試みに一箇年間に二十萬圓以上の取引ある市場(第四號市場を除く)の各道別分布數を見るに、京畿道二十七、忠清北道十一、忠清南道十八、全羅北道十三、全羅南道十八、慶尙北道二十、慶尙南道二十二、黃海道十八、平安南道二十五、平安北道二十三、江原道十四、咸鏡南道二十一、咸鏡北道八箇所となつて居る。即ち年額二十萬圓以上ある取引市場總數は二百三十八箇所の多きに達し、その取引歩合は全部の市場取引に對し約七割を占めて居る。更に年額五十萬圓以上の取引ある大市場を見るに、

京城南大門市・京城東大門市・京城府水産市場・京城府家畜市・坡州郡春日川市・開城郡十川橋市・清州市・堤川市・公州市・大田市・論山市・論山郡江景市・禮山市・牙山郡溫陽市・全州市・扶安郡苗浦市・光州市・順天公設市場・順天市・長城郡月坪市・大邱西門市・大邱東門市・安東市・慶州市・金泉市・尙州市・釜山富平町市・釜山鎮牛市・釜山水産會社市・釜山食糧品市・釜山海産商組合市・泗川郡三千浦市・統營海産株式會社市・統營市・河東市・居昌市・金川郡市邊里市・長湍市・鳳山郡沙里院市・信川市・載寧郡新院市・新幕市・順川市・順川郡新倉市・孟山郡北倉市・平原郡永柔市・安州郡鹽陞市・義州郡替馬市・義州郡梧木市・龜城郡南市・博川市・定州市・宣川市・古軍營市・鐵山郡車榮館市・龍川郡楊市・江陵市・三陟郡北坪市・橫城市・鐵原市・咸興市・

咸興魚菜市・定平郡新上市・永興郡鎮坪市・北青市・甲山郡惠山鎮市・吉州市・明川郡花台市

の七十箇所に及んでゐる。この中に於て府の所在地の市場は京城の南大門市・東大門市・水産市場・家畜市・大邱の西門市・東門市・釜山富平町・釜山鎮牛市・釜山水産會社市・釜山海産商組合市・釜山食糧品市のみにして、他は皆地方に於ける市場である。殊に禮山・金泉・統營・沙里院・河東・新幕・宣川・鐵原・定州・吉州等の市場は最も巨額の取引高を有して居る。これに依りて見るも、地方に於ける市場利用の大なることが窺はれるであらう。

普通市場の外に、家畜市場及び魚市場の大なるものが尠くないのである。數年前家畜市場を調査したものに據るに、一箇年の生牛集散頭數二萬頭以上のものは、水原・大邱・釜山・替馬・江界・北坪・北青・端川郡邑内、吉州の九箇所に及び、一萬五千頭以上二萬頭以下のものに、平邱・安州・梧木・泰川・鐵原の五箇所あり、これ等は牛市場として最も著名なものであるが、この外に一萬頭以上五千頭以下のもの二十三箇所、五千頭以上一萬頭以下のもの九十五箇所を算し、生牛及び豚鶏の取引が非常に盛んである。また魚市場としては、釜山魚市場が全鮮一の大市場で、その魚類集散地域は、内地及び青島・滿州方面への輸移出を始め、鮮内各地へ供給して居る。市内消費の市場として最も大なるものは京城魚市場で、この外に、仁川・群山・木浦・大邱・統營・馬山・平壤・鎮南浦・元山・清津等の魚市場は、市内消費及び輸移出市場として年々巨額の取引がある。

取引所・現物市場

一八〇

現物取引市場 現物取引市場は市場規則によりて監督取締を受けるものであるが、その性質上普通市場とは全然區別すべきものであるから、こゝで述べるこゝとした。從來現物取引市場には、有價證券現物取引市場及び穀物現物取引市場の二種があつたが、取引所令の發布により、有價證券の買取引を行ふ市場は取引所に見做さるゝこゝになつた。

有價證券 朝鮮に於ても逐年會社の設立増加し、有價證券殊に株式に對する資金の投下少からざるものあるに拘らず、これが賣買取引に付殆んど標準すべき價格なく、取引上及び金融上色々の支障あり、延いて會社事業に對する投資を妨げ、企業の勃興を妨ぐるものあるを認めたるを以て、大正九年一月に至り、京城に現物取引市場の設立が許可され、茲に始めて朝鮮に於ける有價證券の公共取引機關の存置を見るに至つたのである。尤もこの種市場の現出は、往々一面に於て弊害の伴ふ虞れがあるので、嚴に現物市場たるの本旨を全ふせしむるの必要上、市場の經營に關する重大な事項は總て總督の承認を受けさせるこゝとし、當局は常に深甚の注意を拂つて來た。而して京城株式現物取引市場は、既存の有價證券取引市場であるが、取引所令の原則により取引所として現に許可せられたる期限迄營業繼續を認められ、尙ほ諸般の事情により必要ありと認めたるときは、十年以内の期間を以て更に營業を許可し得るこゝとなつたのである。

穀物 現物取引市場は當初僅に釜山（明治三十九年設置）及び群山（明治四十三年設置）の二箇所を過ぎず、且つ在來の市場に比してその沿革と性質とを異にする所があつたので、從來これを市場規則適用の外に置き、時の必要に應じ行政上任意の監督を施し來つたに過ぎなかつたが、漸次濫設の弊を生じたるのみならず、市場に於ける取引方法に付ても現物市場の本旨に違背し、不堅實なる取引に利用せらるゝの傾向漸く甚しからむに至つたので、これが整理と弊害の防止とを期し、充分に現物市場としての機能を發揮せしむるの必要あるを認め、大正九年四月市場規則の改正に際し、この種市場の設置は、その現に經營しつゝあるもの否を問はず、凡て總督の許可を受けしめ、その設置を公認するに共に、法令の下にその監督を勵行するこゝとしたのである。而して該市場の設置を許可して居るは、京城・群山・木浦・釜山・大邱・鎮南浦・新義州・元山・江原の九箇所であるが、群山・大邱及び釜山の三穀物現物取引市場は最もその取引が殷盛を呈して居る。

取引所 朝鮮に於ける取引所は從來に於ては、株式會社仁川米豆取引所の一を數ふるのみである。これが設立を出願したものは、併合前後より數十件を算したのであるが、當局に於てはすべて不許可の處分を爲し以て今日に至つたのである。株式會社仁川米豆取引所は、仁川に於ける帝國居留民が、明治三十二年時の駐在領事の認可を得て設立したるのみにして、米・大豆・石油・明太魚・紡績

糸・金巾・及び木綿の七品に對する直取引・延取引・及び定期取引を爲すことを目的とし、資本金三萬圓を以て事業を開始した。然るに實際に於ては定期取引のみ行はれ、且つ幾許もなくその取引商品は自ら米の一種に限定せらるゝに至つた。明治四十三年十月總督府設置後に於ては、一般に取引所の新設はこれを許可せざる方針であつたが、本所はその既存の沿革等に因り特にその存続を容認せられ、爾來その業績は一般經濟の發展に伴ひ、漸次股盛に向ひ、その取引高の如き、明治四十三、四年の頃に於ては一箇月僅に二十萬石内外に過ぎざりしものが、逐年増加して大正七年下半期の如きは一箇月平均三百九十萬石、即ち殆んど二十倍の多きに達するの盛況を呈したのである。不幸にして大正八年理事者の失態に依り巨額の缺損を生じ、市場の立會を休止すること約三箇月、一時その存続を危ぶまるゝの状態に陥つたが、漸く善後の策成り、資金を百萬圓に増加し、重役を改選し、大正八年六月二日よりその取引を再開した。當時恰も財界の最好況時に屬し、且つ米價の變動甚しかりし爲め、その取引高は毎期非常の多額に上り、缺損金の如き、僅に三營業期を以て全部の整理を了し、破綻前に比し、その基礎愈々鞏固となり、最近更に大豆の賣買をも開始するに至つた。本取引所に對する監督は會社令に基き、取引所の經營及び賣買取引に關する重大なる事項は、凡て總督の認可を受くるを要し、また當局は各種の報告を徴して業務の狀況を明にするに共に、隨時必要な命令を發し、その他實地の監督を施す等弊害の醸成防止に努めて來たのであるが、時勢の必要に基き、昭和六年五月二十

日制令第五號を以て朝鮮取引所令を發布し、取引所は會員を以て組織する法人とし、内地取引所法の規定する會社組織取引所はこれを認めざることをした。しかしながら株式會社仁川米豆取引所に對しては、既得權として現に許可せられたる期限迄營業繼續を認め、尙ほ諸般の事情により必要ありと認めたるときは、十年以内の期限を以て更に營業繼續を許可し得ることとなつて居る。

會 社

朝鮮に於ては從來共同出資の事業は極めて不振であつたが、統監府の設置後内地人の移住増加に伴ひ、會社の設立せらるゝものが次第に多くなり、朝鮮人に在りても是等の刺戟を受けて會社事業を企畫する者漸く多きを加へたけれども、尙ほ併合前後に於て存在せし朝鮮人の會社は、合名會社三、合資會社四、株式會社十四、計二十一社にして、その公稱資本金六百五十七萬圓、拂込資本金二百二十八萬圓に止まり、その事業の種類は銀行及び金融業十社・農業・運輸業各二社・林業・水産業・商業及び工業各一社・その他三社にして、工業を目的とするものゝ如きは僅に一社に過ぎず、また内地人の協同事業は合名會社一、合資會社十二、株式會社七、計二十社にして、公稱資本金二千五百萬圓、拂込資本金一千五十一萬圓なるも、その中株式會社朝鮮銀行及び東洋拓殖株式會社（公稱資本金二千萬圓、拂込資本金一千萬圓）の二特種會社を除けば殆んど見るべきものはなかつた。

内地人の朝鮮に於ける會社事業は相當古き沿革を有して居るが、漸く設立の多くなつて來たのは日露戰役後特に統監府設置後のことに屬し、經營せる事業の種類は、主として農林業、各種物品の販賣、運送取扱業等にして、明治四十三年十一月末日現在に於ては、合名會社十二、合資會社三十六、株式會社五十四、計百二社にして、その公稱資本金九百六十四萬圓、拂込資本金四百七十一萬圓、また内地會社にして支店を設置せるもの、數は總數二十五社を算し、この外に外國人の會社事業中主なるもの合せて十社を算したが、多くは英米人の經營に係り、その大部分は鑛山業を目的とするものであつた。

斯くの如く一般經濟の漸進に伴ひ會社企業も漸次増加の傾向を辿つたが、一面に於て當時の朝鮮人は概ね法律上及び經濟上の知識經驗に乏しく、複雑なる會社組織の事業を經營し得るが如き者少く、事業の前途に對する判斷明確なる能はず、隨つて往々狡猾者の甘言に誘惑せられ不慮の損失を蒙るの虞あり、また内地資本家にして朝鮮の實情に通ぜざるが爲め、時々如何はしき企業家の誇張の言に動かされ、實際に適切ならざる事業に投資して不測の損害を被むる等、朝鮮産業の發達上憂慮すべきものが少くなかつた。こゝに於てか、當局は總督府設置後如上の弊害に鑑み、企業の健全なる發達を期圖するが爲め、朝鮮内に於ける會社の設立、及び朝鮮外に於て設立したる會社の朝鮮に於ける本店、又は支店の設置に關しては、當分許可主義を採るの必要なるを認め、明治四十三年會社令及び同令施行規則を公布し、孰れも明治四十四年一月一日よりこれを施行した。會社令の發表は從來會社企業に關して存在した幾多の弊害を芟除し、特に不正利得を目的とする計畫の如きは殆んど全くその跡を絶ちて、會社の設立を堅實ならしめ、産業の發達に貢献したる効果は尠少でない。即ちその結果として、併合當時に於て極めて微々たりし朝鮮の會社事業も、爾來官憲の保護監督と、一般經濟及び民衆知識の進歩とに伴ひ、逐年堅實なる發展を遂ぐるに至り、且つ朝鮮に於ける各種産業の發展、朝鮮事情の周知は、内地實業家をして朝鮮に於ける事業殊に工業の經營に着目せしめ、偶々歐洲戰亂の影響に因る財界の好況を機とし、大正五年以來紡績業・甜菜製糖業・硬質陶器製造業・製鐵業・パルプ製造業等に關し、大規模の組織と豊富なる資金とを以てその企業を計畫するもの相踵ぎ、在鮮實業家も亦これに刺戟せられ、生糸製造業・燐寸製造業等に、相當規模の經營を目論むもの續出し、朝鮮に於ける會社事業は頓にその面目を改むるに至つた。

前述の如く、朝鮮に於ける會社の設立に對しては、明治四十四年一月施行の會社令に依り許可主義を採用し來りたるも、近時朝鮮人經濟力の發展著しく、知識の程度一般に向上して、會社に關する理解も亦進歩し、且つ朝鮮に於ける内地人の企業も漸次發展を見るに至つたので、大正九年四月一日該令を廢止した。但し取引所・保險業・有價證券の賣買若くはその仲立業を目的とする會社に限り、その事業の性質上一般の自由に放任する時は種々の弊害の起ることを虞れ、これが取締に關する特別法

令の公布を見るに至る迄、當分従前の會社令を適用せらるゝこととなつて居る。

朝鮮に於ける會社事業の趨勢は右の通りであるが、併合當時と最近との朝鮮に本店を有する會社數を比較するに、明治四十四年末には、會社數百五十二、公稱資本金三千九百七十六萬六千圓、拂込資本金一千五百九十萬九千圓であつたものが、昭和四年末には、會社數一千七百六十八、公稱資本金六億一千六百七萬九千圓、拂込資本金三億一千六十二萬圓に増加して居る。

朝鮮に本店を有する會社 (昭和四年末現在)

種別	内地人經營		朝鮮人經營		外國人經營	
	會社數	公稱資本金 千円	會社數	公稱資本金 千円	會社數	公稱資本金 千円
合名會社	104	9,631	30	506	2	110
合資會社	661	18,963	133	2,123	1	110
株式會社	472	332,355	207	39,336	2	1,100
計	1,237	360,909	362	42,521	4	1,310
合名會社	3	60	2	110	2	110
合資會社	3	1,894	1	1	1	1
株式會社	133	209,393	2	1,100	1	1,111
計	165	211,347	4	1,310	4	1,331

なほ朝鮮内に於ける内地又は外國會社の支店數は、明治四十四年末には三十五であつたが、昭和四年末には百四となつて居る。

朝鮮に支店を有する内地又は外國會社 (昭和四年末現在)

種別	内地		外國	
	支店數	公稱資本金 千円	支店數	公稱資本金 千円
合名會社	141	10,861	1	1
合資會社	833	33,971	1	1
株式會社	804	582,246	6	1,398,900
計	1,768	626,078	8	1,399,801
合名會社	5	3,640	1	1
合資會社	10	156,443	1	1
株式會社	83	995,483	6	1,398,900
計	98	1,155,566	8	1,399,801
合名會社	5	3,640	1	1
合資會社	10	156,443	1	1
株式會社	89	2,294,383	6	1,398,900
計	104	2,454,466	8	1,399,801

朝鮮に本店を有する會社、及び支店を有する會社の營業種別に就き、明治四十四年末、及び大正九年末、昭和四年末を比較するに左表の通りにして、會社事業發達の消長はこれによりて、略ぼ窺ふことが出來やう。

朝鮮に本店を有する會社營業種別

年次	農林業	商業	工業	水産業	鑛業	銀行及金融業	運輸業	瓦斯電氣業	其他	合計
明治四十四年末	二	六六	二七	一	一	一九	一九	七	一	一五二
大正九年末	四九	一五七	一三五	二三	七	四四	八一	八〇	二八	五四四
昭和四年末	八七	五八九	四六九	二三	一五	一四二	一八三	五一	二〇九	一七六八

朝鮮に支店を有する内地又は外國會社營業種別

年次	農林業	商業	工業	水産業	鑛業	銀行及金融業	運輸業	瓦斯電氣業	其他	合計
明治四十四年末	九	一三	四	四	七	四	二	三	一	四五
大正九年末	二六	二四	一八	六	一四	三	四	四	五	一〇五
昭和四年末	三三	二二	一八	四	一一	一三	二〇	三	一五	一三八
内地會社	三三	二二	一八	四	一一	一三	二〇	三	一五	一三八
外國會社	一	四	一	一	二	一	一	一	一	六
計	三三	二五	一八	四	一三	一三	二〇	三	一五	一四四

更に昭和四年末現在朝鮮に本店を有する各種會社に就き、その社數、公稱資本金、並に拂込資本金を見るに左表の通りである。

會社資本調 (昭和四年末現在)

會社種別	社數	公稱資本金	拂込資本金
農林業	八七	三八、五〇三、二七〇	二六、二九七、五七〇
商業	五八九	五九、九二七、九六五	三〇、三九四、六一五
工業	四六九	一六九、〇三〇、五八一	六六、七三七、四七一
鑛業	一五	二〇、八六六、〇〇〇	九、九九四、四一五
銀行及金融業	一四二	一三〇、二二二、二二三	七二、二六五、五九三
水産業	二三	三〇、四八、五〇〇	一、七三二、六〇〇
瓦斯電氣業	五一	五九、四二〇、〇〇〇	四一、〇〇三、〇〇〇
運輸業	一八三	八七、五二〇、一五〇	三七、九七一、三九二
其他業	二〇九	四七、五五一、〇七五	二四、三三四、一二一
合計	一、七六八	六、一六、〇七九、七五四	三、二〇、六二〇、七八七

保險

保險に類する思想は古來朝鮮にも存したのであるが、現今見るが如き會社組織に依る保險事業は全く内地より移入せられたるものにして、明治二十四年帝國生命保險株式會社が、釜山に代理店を設置したるを以てその嚆矢とする。爾來内地の保險會社にして、朝鮮に支店・出張所・又は代理店等をつけて、事業を經營するもの漸次多きを加ふるに至つたが、これ等の保險業取締に關しては何等法規の備はれるものなく、全然これを民間の自由に委するの外なく、以上の營業所は何れも内地に於て事業免許を受けたる會社の支店・出張所・又は代理店に屬する關係上、各その本店を通じ間接に内地保險業法の監督を受けて居たのである。

朝鮮督總府設置後、明治四十三年十二月會社令の發布せらるゝや、保險事業を營む會社も亦他の一般會社と共に同令の適用を受くることとなり、朝鮮に於ける會社の設立並に朝鮮外に於て設立したる會社の本店、または支店の設置に關しては、朝鮮總督府の許可を要することになり、會社令は大正九年三月三十一日限り廢止せられたれども、保險事業に關しては事業の性質に鑑み機宜の方法として會社令の適用を存続することとなつて居る。

鮮内の保險事業は年に依り多少の消長ありたるも、大體に於て當業者の努力と經濟狀態の向上及び保險思想の普及とに依り、逐年發達の歩を進め、昭和四年末現在では左の如くなつてゐる。

保險事業概況 (昭和四年末現在)

	新規契約高		年末現在高	
	件數	金額	件數	金額
生命保險	一,〇〇三	三三,七一	一〇五,五三二	一七六,五三六 ^円
徵兵保險	五四	九五一	四二二六	三,九七〇,一〇〇
傷害保險	三	七八七,五〇〇	七	九,九〇〇
結婚保險	一	一	一	一
火災保險	一,三三五	一五八,七三六	一八一,九二六	五三二,二七五,五四五
運送保險	二四	一六,四六三	三,二二三	二四,四八四,五二五
海上保險	一	八三,七三三	七,〇三四	一五,〇七三,六九一
信用保險	四	一七二	一六六	三〇一,〇〇〇



大邱府西門市場



平壤常設家畜市場

一、貿易

貿易の變遷

由來朝鮮の貿易状態は、日韓併合以前に於ては極めて貧弱なるものであつたが、總督府設置以來、産業上各種の保護獎勵施設を實行したるに、世界大戰の影響によつて經濟界を刺戟したる結果、近年に至り輸移出入貿易共に急激なる膨脹を來し、併合當時と今日とを比較するときは、殆んど隔世の感がある。試みに既往の状态を見るに、明治十九年の頃に於ては、朝鮮の開港場は釜山・仁川・元山の三箇所を數ふるのみで、その貿易額は三百十萬圓内外であつた。殊に輸出額は僅に五十六萬圓に過ぎなかつたのであるから、當時の貿易不振の一斑は略ぼ想像し得るであらう。爾來數年の間著しい貿易の變遷はなかつたが、その後明治三十年には、鎮南浦・木浦、同三十二年には群山・馬山、及び城津を開港し、同三十七年には、日露戰役に依りて、龍巖浦は事實上の開港場となり、斯くの如くして次第に對外貿易を頻繁ならしめ、更に同四十一年には、清津を開港し、貿易總額は明治三十八年に四千萬圓、同四十二年には五千三百萬圓を算したものが、大正二年には一躍して一億圓を突破し、同十二年には六億三千八百萬圓に膨脹して、その間に於ける異常なる貿易の發展を示したのである。日清戰

役前の朝鮮の貿易關係は、日本内地及び支那の兩國がその大部分を占め、この兩國の貿易勢力には著しい差異はなかつたのであるが、日清戦役の結果は、遽かに日本内地と朝鮮の貿易關係を密接ならしめ、また延いて諸外國との通商關係も緊密を加へ、米國・英國・蘭領印度・露領亞細亞・英領印度・英領海峽植民地・暹羅・獨逸等との間に貿易が行はれ、殊に支那及び露西亞とは、地理的關係から内地に亞いで貿易上密接なる關係を保つて居る。試みに昭和四年に於ける貿易總額を見るに、その輸移出入額は左の如くなつて居る。

輸 出	三五、七七三	千円	輸 入	一〇七、七六八	千円
移 出	三〇九、八九一		移 入	三二五、三三五	
計	三四五、六六四		計	四三三、〇九三	

從來朝鮮に於ける貿易狀況は、累年輸移入超過を繼續して居たのであるが、大正十三年に至りて、始めて輸移出超過に轉じたことは、最も注目すべき現象にして、將來果して朝鮮の貿易狀況が如何に推移するかは頗る興味ある問題である。

貿易品價額累年表

年 次	輸 出		輸 入		超 輸 移 入 過
	出	移 出	入	移 入	
明治四十三年	四、五三五	一五、三七八	一四、四三四	二五、三四八	一九、八六八
同 四十四年	五、五一六	一三、三四〇	二〇、〇二九	三四、〇五八	三五、二三〇
同 四十五年	五、六一六	一五、三六九	二六、三五九	四〇、七五六	四六、二一九
大正二年	五、五六五	二五、三三三	三一、一五一	四〇、四三九	四〇、七〇一
同 三年	五、八〇一	二八、五八七	二四、一八四	三九、〇四六	二八、八四三
同 四年	八、五九一	四〇、九〇〇	一七、六六四	四一、五三五	五九、一九九
同 五年	一三、八三七	四一、九六四	二一、九九七	五二、四五六	七四、四五六
同 六年	一九、〇四九	六四、七三五	三〇、一九〇	七三、六九六	一〇三、八八六
同 七年	一六、九八四	一三七、二〇四	四一、〇三五	一一七、二七三	一五八、三〇九
同 八年	一九、八二六	一九九、八四八	九五、八六八	一八四、九二七	二八八、七八六
同 九年	三三、五七七	一九九、三六〇	九五、八四四	一四三、二二一	二三八、九五六
同 十年	三〇、八八四	一九八、三九二	七五、八九九	一五六、四八二	二三二、三八一
同 十一年	一七、四八九	一九七、九一四	九五、七七七	一六〇、二四七	二五六、〇四四
同 十二年	二〇、四〇三	二四一、二六二	九八、三三八	一六七、四五三	二六五、七九〇
同 十三年	三三、三七九	三〇六、六六〇	九七、七七六	二二一、八一七	三〇九、五九三
同 十四年	二四、三四一	三二七、二八八	一〇五、三八八	二三四、六三三	三三四、〇一一
同 十五年	二四、七七九	三三八、一七五	一二三、九三三	二四八、二三五	三七二、一六九
昭和二年	二八、一三三	三三〇、七七一	一一三、九四三	二六九、四七三	三八三、四一七
昭和三年	三三、一四九	三三三、八一九	一二八、一五一	二九五、八三九	四一三、九九〇

同 四十四年	五、五一六	一三、三四〇	一八、八五六	三〇、〇二九	三四、〇五八	五四、〇八七	三五、二三〇
同 四十五年	五、六一六	一五、三六九	二〇、九八五	二六、三五九	四〇、七五六	六七、二一五	四六、二一九
大正二年	五、五六五	二五、三三三	三〇、八七八	三一、一五一	四〇、四三九	七一、五八〇	四〇、七〇一
同 三年	五、八〇一	二八、五八七	三四、三八八	二四、一八四	三九、〇四六	六三、二三一	二八、八四三
同 四年	八、五九一	四〇、九〇〇	四九、四九二	一七、六六四	四一、五三五	五九、一九九	九、七七七
同 五年	一三、八三七	四一、九六四	五六、八〇一	二一、九九七	五二、四五六	七四、四五六	一七、六五四
同 六年	一九、〇四九	六四、七三五	八三、七七五	三〇、一九〇	七三、六九六	一〇三、八八六	一九、一一一
同 七年	一六、九八四	一三七、二〇四	一五四、一八九	四一、〇三五	一一七、二七三	一五八、三〇九	四、一一〇
同 八年	一九、八二六	一九九、八四八	二九、六六五	九五、八六八	一八四、九二七	二八八、七八六	六一、二〇〇
同 九年	三三、五七七	一九九、三六〇	一九一、九五八	九五、八四四	一四三、二二一	二三八、九五六	四六、九九七
同 十年	三〇、八八四	一九八、三九二	二八、三七七	七五、八九九	一五六、四八二	二三二、三八一	一四、一〇四
同 十一年	一七、四八九	一九七、九一四	二五、四〇四	九五、七七七	一六〇、二四七	二五六、〇四四	四〇、六四〇
同 十二年	二〇、四〇三	二四一、二六二	二六、六六五	九八、三三八	一六七、四五三	二六五、七九〇	四、一三四
同 十三年	三三、三七九	三〇六、六六〇	三二九、〇三九	九七、七七六	二二一、八一七	三〇九、五九三	一九、四四五
同 十四年	二四、三四一	三二七、二八八	三四一、六三〇	一〇五、三八八	二三四、六三三	三三四、〇一一	一、六一六
同 十五年	二四、七七九	三三八、一七五	三六二、九五四	一二三、九三三	二四八、二三五	三七二、一六九	九、二二四
昭和二年	二八、一三三	三三〇、七七一	三五八、九三四	一一三、九四三	二六九、四七三	三八三、四一七	二四、四九二
昭和三年	三三、一四九	三三三、八一九	三六五、九七八	一二八、一五一	二九五、八三九	四一三、九九〇	四八、〇一一

同 四 年 三五、七三三 三〇九、八九一 三四五、六六四 一九七、七六八 三二五、三三三 四三三、〇九三 七、四二六 一九六

備考 △印は輸移出超過を示す、千圓以下切捨

更に併合後に於ける貿易發展の趨勢を明かにする爲め、明治四十三年の貿易額を一〇〇とした、各年の貿易指數を示すに左の如くなつて居る。

輸移出入貿易指數表

年次	輸 移 出			輸 移 入		
	輸出	移出	計	輸入	移入	計
明治四十三年	100	100	100	100	100	100
同 四十四年	122	87	95	139	134	136
同 四十五年	124	100	105	183	161	169
大正元年	123	165	155	226	159	180
同 二年	152	186	173	268	154	159
同 三年	185	266	249	232	164	149
同 四年	305	279	285	252	207	187
同 五年	420	432	421	204	287	259
同 六年	374	891	774	284	463	398
同 七年	437	1,300	1,103	664	730	706

同 九年	498	1,101	964	664	565	601
同 十年	460	1,283	1,096	526	627	584
同 十一年	386	1,287	1,082	664	633	664
同 十二年	450	1,569	1,324	681	661	668
同 十三年	492	1,993	1,652	677	836	778
同 十四年	537	2,063	1,726	730	926	855
同 十五年	542	2,199	1,833	759	994	936
昭和元年	621	2,251	1,802	789	1,063	991
昭和二年	709	2,271	1,838	819	1,269	1,041
同 三年	789	2,025	1,736	747	1,244	1,064

また人口一人に對する貿易額は、明治四十三年には四圓四十九錢であつたものが、大正十四年には三十四圓九十二錢に増加して居る。それでもこれを同年度に於ける、内地の一人當貿易額九十六圓六十八錢、臺灣の百十二圓七十七錢に比較するに、甚だしき遜色のあることが判るであらう。

輸 移 出 品

朝鮮に於ける輸移出は農産物が最も重要な部分を占め、礦産物及び水産物も多いが、特にその大

宗たる米は總輸出高の五割餘を占め、大豆の約六分、生絲の約五分がこれに亞ぎ、魚類・鐵・牛皮・棉花・紅參・繭・金礦・鐵礦・石炭・生牛・肥料・海藻等は何れも重要な輸移出品である。

主要輸移出品價額 (昭和四年)

品名	價額	品名	價額
米	一四八、八一五 <small>千円</small>	生絲	二〇、一四二 <small>千円</small>
大豆	三三、二二一	柞蠶生絲	九、三九七
魚油	五、八九一	金礦	一、九四四
洋紙	二、三四〇	牛皮	二、七六二
鮮魚	一三、七四二	最鉛	一、二三三
海苔	四、三一九	鐵鑛	一、六七六
砂糖	五、六〇三	生牛	三、五四八
人蔘	二、三八〇	海藻類	一、三五〇
石炭	二、八四〇	肥料	九、九七六
綠綿	六、八〇九	鐵料	七、五二七
木材	四、二三七	其他	六二、七五二
繭	四、三八〇	合計	三四五、六六四

要するに朝鮮の輸移出品は食料品及び原料品が大部分を占め、製造工場の不振なるこゝを物語つて



出移米の港山群



出移棉花の港浦木

居るが、食料及び原料の不足せる内地に對し、その供給の地位に立つ朝鮮の産業は、内地の食料問題及び原料問題解決の爲めにも、將來は益々保護獎勵を加へる必要がある。

輸 移 入 品

朝鮮の産業は農業を主とし、製造工業は極めて幼稚なる爲め、輸移入品は多く製造工業品に屬し、就中綿織物は大部分を占め、粟・米・砂糖・石油・線綿及打綿・綿絲・麻織物・絹織物・紙・護謨靴鐵・鐵道材料・機械・石炭・セメント・木材及板等の輸移入も尠くない。内に製造工業の勃興を計るこゝの必要にして、成るべく朝鮮産品の使用を獎勵すべきは言を俟たないが、官業民業共に新設擴張すべき事業の多い朝鮮としては、將來各種原料品、及び機械等を大に輸移入し、これを利用し消化せねば、到底産業の振興を期待するこゝは出來ない。

主要輸移入品價額 (昭和四年)

品 名	價 額	品 名	價 額
米	一四二〇二 <small>千円</small>	豆	二、九七〇 <small>千円</small>
粟	二〇、八六五	糖	九、二八五
小 麥	六、九一一	酒	一、五七七
粉		清	一九九

麥	酒	二、三八五	漁網及網地	二、四八〇
石	油	五、七九五	護謨靴	四、二一九
鹽		一、四六五	鐵道建設用鐵材	四、四五三
煙	草	二、七二三	紙類	七、六七一
マ	ッ	一、六九〇	肥料	一三、九二八
綵	綿及打綿	七、三三二	石炭	一〇、二二七
綿	織糸	六、七二八	セメント	三、三三三
生金巾及生シーチング		一、八七九	陶磁器	二、九二二
晒金巾及晒シーチング		五、五四三	鐵條竿及板	六、五六九
白木綿		一、八六九	鐵電鍍板	三、三三五
ジーンズ及太綾布		五、一二二	機械類	一六、六九八
支那麻布		五、四五八	木材	八、八七一
毛織物		五、九八九	其他	一九四、九四六
絹織物		一三、八九三	合計	四三三、〇九三

國別貿易

朝鮮の貿易は、今や世界の各方面を相手として居るが、内地との關係が最も密接を極め、輸移出買

易の約九割、及び輸移入貿易の約七割四分は實に對内地貿易である。今その割合を比較するに左の如くとなつて居る。

輸移出入貿易割合 (昭和四年)			
種別	實數	百分比	種別
外國へ輸出	三五、七七三 <small>千円</small>	一〇	内地移出
外國より輸入	一〇七、七六八	二六	内地より移入
			實數
			百分比
			實數
			百分比

支那及び露領亞細亞は、朝鮮に地理上陸接せる關係上、その貿易額も支那は内地に亞ぎ、露領亞細亞も亦重要な地位に在るばかりでなく、朝鮮銀行・東洋拓殖株式會社が、その勢力を此等の地域に及ぼすに至つてから、經濟關係も亦従つて一層濃厚なつたので、此等の地方に於ける習俗、好尚、交通關係、取引慣例、市場狀況等を調査する爲め、總督府職員を派遣し、又は囑託員を置きなごして、各般の調査研究を行つて來たのである。今や日露の國交も恢復し、一面わが國內の情勢は極力輸出入貿易に力を致さねばならぬ秋に際會してゐるから、全力を傾注してこれが進展に貢献せねばならぬ。對内地貿易を除いた國別外國貿易額を示すに左の通りである。

國別外國貿易額 (昭和四年)

國別	出入別	輸出	輸入	合計
支那		三四,七四五 <small>千円</small>	七三,〇五八 <small>千円</small>	一〇七,八〇四 <small>千円</small>
香港		二五	九〇	一一五
英領印度		六	四,一九三	四,二〇〇
海峽植民地		三三三	三八一	六九四
蘭領印度		一〇一	六,三四七	六,四四八
佛領印度		三〇	三,三〇三	三,三三三
露領亞細亞		三八	一,〇八三	一一三三
暹羅		二六	五四九	六七五
比律賓諸島		二六	一三一	一五八
英吉利		三	三,七四七	三,七五〇
瑞典		一	四五六	四五七
佛蘭西		一	一〇八	一〇九
獨逸		一	三〇七四	三〇七六
北美合衆國		三四一	九,八〇二	一〇,一四四
加奈陀		二	三三八	三三〇

其他	九	一七六	一八五
保稅工場	一	九三二	九三二
合計	三五,七七三	一〇七,七六七	一四三,五四〇

備考 千圓以下切捨

港別貿易

朝鮮に於ける開港場は、仁川・釜山・元山・鎮南浦・群山・木浦・清津・雄基・城津・新義州・龍巖浦の十一港であるが、京城・大邱・平壤には税關支署を置いて、開港及陸接國境地方より保稅運送に依る貨物の輸移出入を取扱ひ、また陸接國境地方に於て、指定せる五十八箇所の交通地點に税關支署又は出張所を設置し、更に大正十二年四月對内地移入税の大部分撤廢さるゝと共に、一部移入税殘存の貨物その他の移入手續の爲め、十一箇所の指定港を設け税關出張所を置いたのである。以上の諸港中、釜山港は貿易額第一位を占め、仁川港之に亞ぐ。この兩港は實に朝鮮の二大關門にして、釜山港は内地朝鮮間貿易の樞要となり、仁川港は支那、その他の歐米諸國貿易の中心となつて居る。この外、輸移出に在りては、鎮南浦・群山・木浦・新義州・清津等、輸移入に在りては、新義州・元山・京城・鎮南浦・群山等が有力なる地位を占めて居る。

港別貿易額表 (昭和四年)

港別	出入別		移出移入		合計	
	輸出	輸入	移出	移入	輸出	輸入
仁川	五,一〇八 <small>千円</small>	一七,九一〇 <small>千円</small>	四,二二七 <small>千円</small>	六五,三七九 <small>千円</small>	四七,四七六 <small>千円</small>	八三,二九〇 <small>千円</small>
釜山	一,七四四	九,二〇〇	一〇七,九六五	一一一,一八六	一〇九,七〇九	一一〇,三三七
元山	三九二	六,七〇九	七,〇八八	一四,〇五八	七,四八〇	二〇,七六八
鎮南浦	九二二	五,〇五四	四九,八一五	一五,八四二	五〇,七二八	二〇,八九七
京城	四〇四	四,七九四	二六〇	一六,四六四	六六五	二一,二五八
群山	九八	二,九四二	三四,一四四	一五,二六五	三四,二三三	一八,二〇七
木浦	二三七	二,一五〇	二二,六三五	一一,〇七五	二二,八七三	一四,二二六
大邱	四五	八〇〇	三〇	三,〇五六	七五	三,八五七
清津	二,二四〇	一,六六三	一〇,九五六	一一,二八〇	一三,一九七	一三,九四三
會寧	八五四	八九二	七	五〇七	八六二	一,三九九
雄基	二,〇四三	三九四	一,七九五	三,五二〇	三,八三八	三,九一四
城津	一一	六六七	三,八一九	二,五五七	三,八三二	三,二二五
新義州	一五,三五八	三九,八〇七	三,六五四	五,一一〇	一九,〇二二	四四,九一八
龍巖浦	二四九	二,九一九	二,八七九	六〇	三,二二八	二,九八〇
平壤	四,九三二	七,二五七	一六	八,二一九	四,九四七	一五,三八六
馬山其他	一,一三九	四,六〇〇	二二,四七三	一九,八三〇	二二,六二三	二四,四三二
合計	三五,七七三	一〇七,七六七	三〇九,八九一	三二五,三五五	三四五,六六四	四三三,〇九三
備考	千圓以下切捨					

即ち昭和四年に於ける港別貿易額は、釜山の二億四千九萬六千圓を筆頭とし、仁川の一億三千七百六萬六千圓これに亞ぎ、鎮南浦の七千六百六十二萬五千圓、新義州の六千三百九十三萬一千圓、群山の五千二百四十三萬圓の順序である。

貿易船舶

朝鮮の開港場に於ける貿易船舶の入港は、世界大戦中は船腹不足の爲め幾分減退を示したが、休戦後は漸次回復し、貿易の躍進に伴ひその隻數及び噸數も亦増加して居る。貿易の關係上入港船舶は大部分日本船にして、内地朝鮮間の貿易に従事し、外國船は極めて少くその大部分は支那戎克である。

貿易船舶入港別表 (昭和四年)

港別	區分	外國貿易船		内地間貿易船	
		汽船	帆船及ジャンク	汽船	帆船
仁川		二五八 <small>隻</small>	二九三 <small>隻</small>	九一九 <small>隻</small>	二〇五 <small>隻</small>

釜山	元山	鎮南	群山	木浦	馬山	清津	雄基	新城津	新義州	龍巖	其	合
二四	五九	二〇〇	二四	四一	一	八三	九四	一六	五	八	一	九二二
三	一	四三九	一三七	四七	一	二四	一四二	一	七六五二	三三四一	一	一一〇七八
二、八〇三	三三四	四五九	七六八	八八〇	二八三	四四三	二五四	三九三	一	八八	一、八九一	九、五一六
二、五八五	二三	一	二二	三三	二八八	二二	一	一	一	三	四、〇六一	七、〇一九
二〇六												

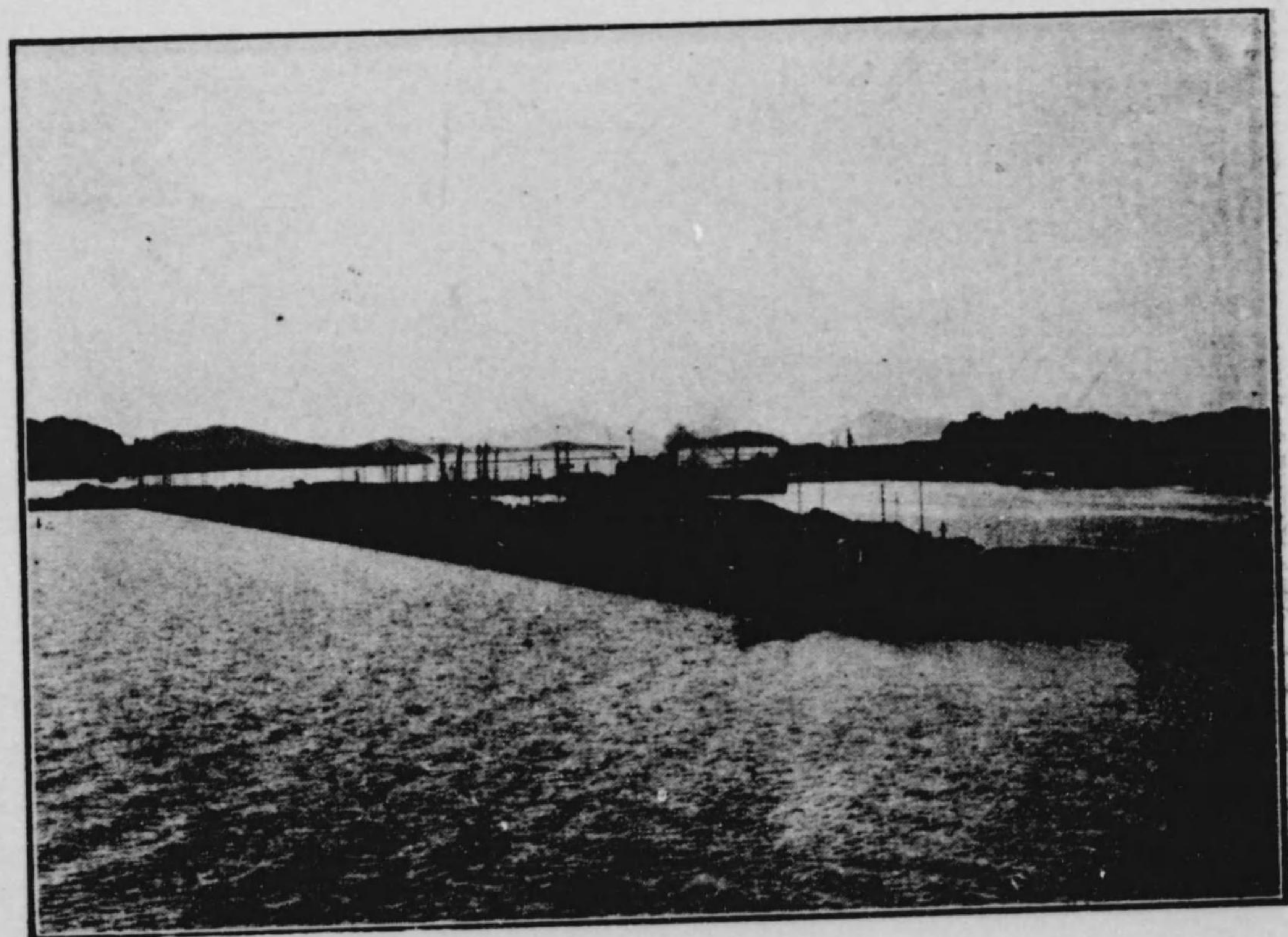
備考 ※兼二浦入港船を含む

これを要するに、朝鮮の貿易状態は未だ幼稚の域を脱する能はず、その貿易総額に於ても、人口一人當貿易額に於ても、内地及び臺灣に對しては到底比較にならぬ程遜色がある。この貿易不振は歸する所殖産興業の發達せず、國民の消費力の旺盛ならざる結果であるから、極力産業を振興し、民衆の

經濟力を涵養するに努むるここが必要であるが、就中朝鮮の特産品たる米・大麥・粟・大豆・小麥・魚類・海藻・海苔・生牛・牛皮・棉花・人蔘・麻・果實・蔬菜・家蠶繭・柞蠶繭・生絲・葉煙草・金及び砂金・汰礦・鐵礦・石炭・製材・木炭・酒類・織物・朝鮮紙等、氣候・風土・地質等の關係上、將來生産額増加の餘地大なるものゝ増殖改良を計るここは、輸移出貿易の發展と民福の増進上最も効果があらう。



京 城 驛



仁 川 築 港

一一、交 道

鐵 道

國有鐵道 朝鮮に於ける鐵道は、明治三十二年九月京仁線一部の開通が始めにして、同三十八年京釜線竣工し、翌三十九年京義線の竣工と共に、半島を縦貫して支那安東縣に達する延長五百九十哩餘の大幹線となつたのである。爾來湖南・京元・咸鏡等幹線の敷設あり、湖南線は京釜線大田より起りて木浦に達する幹線と、裡里より分岐して群山に至る支線とより成り、京元線は京釜線龍山より分岐して元山に達し、また咸鏡線は元山より國境會寧に至るものにして、昭和三年九月一日全通、その他支線としては、永登浦より分岐して仁川に至る京仁線、三浪津より馬山に達する馬山線、昌原より鎮海に至る鎮海線、京義線孟中里より分岐する博川線、咸鏡南部線龍潭より分岐する川内里線、新北青より分岐する北青線、羅興より分岐する鐵山線、會山より分岐する遮湖線、平壤より鎮南浦に至る平南線、大同江より勝湖里に至る平壤炭礦線、黃州より兼二浦に達する兼二浦線及び會寧より鷄林に至る會寧炭礦線、孟中里より分岐する博川線あり、その他新規計畫に依り買収を爲したる裡里全州間・松汀里潭陽間・大邱・鶴山及慶州・蔚山間並に圖們西部線會寧潼關鎮間等あり、目下建設中に屬

朝鮮總督府の設置さるゝや、交通上先づ道路の根本制度を樹立するに共に道路網を確定し、國費を以て築造すべき一等道路三十八線、延長三千二百二十軒、二等道路八十八線、延長九千五百五軒を測定して主要路線をなし、別に地方費を以て築造すべき三等道路四百一十一線、延長一萬一千七百九十四軒を以て地方的脈絡を完ふすることを期したのである。爾來道路修築の第一期事業として一、二等道路中最要なる路線三十四線二千六百九十軒を選び、明治四十四年度より大正六年度に至る七箇年の繼續事業として、工費一千萬圓を以て修築を行ひ、併せて漢江鐵橋を架設した。次いで第二期計畫として、一二等道路線中交通並に經濟上最も緊要なる線路二十六線、延長一千八百七十七軒、主要なる河川の橋梁九箇所の架設を企て、大正六年度より同十一年度に至る六箇年繼續事業として、總工費七百五十萬圓を以て施行中、適々經濟界變動の影響を受けて豫定の改修を爲すこと能はざるに、最近の事情に鑑み新たなる路線を加ふるの必要より路線の改廢を加へ、總延長を一千七百三十一軒とし、これと同時に既設木造橋梁の耐久力を考慮し、少くも橋脚の如きは永久的工法に依りて構造するの必要を認め、これが改良を併せ施行することとし、大正十一年度以降七箇年繼續事業として二千十七萬圓を追加計上し、その實施中財政の關係上、昭和八年度に竣工期を改めたのである。更に大正十五年度に至り國境道路五百三十軒餘、工費五百六十餘萬圓を追加し竣工期を昭和十年度に改め、その後昭和四年度に至り事務費に節約を加ふる爲め、四十六萬餘圓を既定總額より減じ、目下實施中にして、

この外、國庫補助、地方費、又は夫役に依り改修を終へたるもの、一、二等道路九千九百九十一軒餘、三等道路八千四百五十七軒に達して居る。纏つて交通の状態を見るに、近年各地方に於ける産業の發達に伴ひ、貨物の出入、旅客の來往益々頻繁を加へ、荷牛馬車・自動車等著しくその數を増加し、昭和四年末に於ては人力車三千百五臺、荷車三萬六千五百四十二臺、荷牛車十一萬四千六百五十九臺、荷馬車三千七百六十三臺、客馬車八十三臺、自動車三千四百二十六臺を算するに至つた。

港 灣

朝鮮に於ける港灣は統監府時代、釜山・仁川・鎮南浦・平壤・元山・新義州・群山・木浦・清津・城津・馬山の十一箇所に對し夫々應急の施設を行つたけれども、釜山・仁川・鎮南浦の加きは工事半途にして併合になつたので、總督府に於てその残工事を施行するに共に、更に規模を擴大して水陸聯絡設備を大成するの計畫を樹て、明治四十四年度以降の繼續事業としてこれを施行し、次いで大正四年度以降の繼續事業として元山港の修築に着手し、同十一年度以降の繼續事業として、清津港、及び城津港の修築を、同十五年度以降の繼續事業として群山・木浦・多獅島・及び雄基、昭和四年度より仁川・鎮南浦の擴築を追加し目下工事中である。また地方港灣の修築施設は主として地方公共團體に於て施行し、總督府はその緩急を計り相當の國庫補助金を支給して、これが完成に努めて居る。

海 運

船舶 歐洲大戰後世界的船舶過剩の餘波を受けて、朝鮮の海運界もまた俄然不況に陥つたのである。その結果船價は次第に低落したが、一方朝鮮沿岸各地に於ける海運事業の勃興に伴ひ、汽船の新造又は購入を爲すもの多く、近來益々増加の傾向を誘致するに至つた。

船舶 現在 數 (昭和四年末現在)

種 別	汽 船		帆 船		合 計	
	船 數	總噸數	船 數	總噸數	船 數	總噸數
朝鮮に船籍港を有するもの	登簿船 一八六隻	四七、二〇七噸	六八隻	三、七〇五噸	二五四隻	五〇、九一二噸
	不登簿船 三八一	四、三七八	八、八四〇	九三、四三五噸	一一、一三一	九八、〇四三噸
内地に船籍港を有し朝鮮に航行するもの	登簿船 一九	八八三	六	三七八	二五	一、二六一噸
	不登簿船					
合 計	五六六	五三、四八七	九、五三〇	一三、五二八	一〇、二二六	一六七、九八五噸

定期航路 昭和五年十月一日に於ける現在航路は百三十五線二百二十一隻、九萬四千二百九十三噸にして、これを航路の種別より觀るべきは、(一)朝鮮内に限るもの、(二)内地を起點として、朝鮮

に來往するもの、(三)内地及び臺灣を起點として朝鮮を經由し外國に至るもの、(四)朝鮮を起點として内地又は外國に至るもの、(五)外國を起點として朝鮮に來往するもの、五種にして、朝鮮總督府、及び朝鮮總督府地方官廳の命令に依るものは、(一)種又は(四)種の内に屬し、別に鐵道省の經營、遞信省・臺灣總督府・福岡縣・長崎縣の命令に依る、(二)及(三)三、並に遞信省・富山・石川兩縣及び關東廳・本府の各聯合命令に依る、(二)又は(五)種の航路あり、また補助命令に依らず自營を以て定期航海を爲すもの等あり、今此等の航路に配在せる線數、隻數、及び噸數を示せば、

一に屬するもの	一〇五線	一七二隻	九、二四五噸
二に屬するもの	一三線	二一隻	三、九六八噸
三に屬するもの	三線	七隻	一、三〇六噸
四に屬するもの	一線	一八隻	二、三九四噸
五に屬するもの	三線	三隻	五、五六〇噸

にして、更に政府の補助命令に依るもの、自營に依るものを區別するに、

命令航路(官公營を含む)	自 營 航 路
三四線	一〇二線
九四隻	二七隻
六、五四七噸	三、七四六噸

前記各航路の主なる經營者は、朝鮮郵船株式會社・大阪商船株式會社・北陸汽船株式會社・北九州商船株式會社・嶋谷汽船株式會社・朝鮮汽船株式會社・阿波國共同汽船株式會社・近海郵船株式會社

及び鐵道省等である。

通信

通信事業 通信事業は明治三十八年より我邦の管理に屬し、併合と共に總督府に歸し、今や通信機關の配置都鄙を通じ八百を超え、主要なる地點には電信、電話を開始して舊來の面目を一新し、昭和五年三月末に於て郵便局百、同分室四、電信局六、電話局一、同分局二、郵便所六百二十一、電信電話所九、鐵道電信取扱所九十一、同出張所一、郵便切手賣捌所四千四百七十を算する。

通信事業概況 (昭和四年度)

郵便物	通	常	引	受	配	達
	小包	常	二、四〇、五三三、二六八	二、二八八、四三六		
電報	邦	文	發	信	着	信
	邦	文	五、四三二、八〇三	五、三三八、四六二	中	繼
	邦	文	五九三、四五八	五九四、三五四	信	信
電報	歐	文	三、六九四	三、六九四	九、九八七、七七〇	

電話	年度末現在加入者數	市内通話度數	市外通話度數	合計
	三二、四八八	一七二、八三六、七五五	三、七六、五三三	一七五、六一三、二九〇

郵便爲替 郵便爲替貯金業務に關しては、常に鮮人特殊の風俗習慣に留意し、銳意その改良發達を圖り、また郵便爲替貯金は地方に於ける一の金融機關たるを以て、近來一般にその利益を認められるに至つた。

郵便爲替

年度	内國爲替		外國爲替		合計	
	出	入	出	入	出	入
大正九年度	三、八、三三三	三、三、四四三	六、七、八三三	一、九、三三二	九、三、九四七	一、六、九、四八七
昭和四年度	二二、三、三三六	二二、三、七三三	四九、四六六	三、六、三三〇	三、一、〇、九六六	二二、六、四、〇三三

郵便貯金 郵便貯金は大正三年歐洲戰亂當初、財界變調の影響を受けて一時減少したことがあるが、これを除きては概ね良好なる成績を持續し、更に大正四年以降に於ける民間事業界の隆興は、通貨の膨脹と勞銀の暴騰を促して工業關係者の所得を潤澤ならしめ、且つ米價騰貴し農家の收入を激増せしめた爲め、著しく預入額の増加を來したのである。最近に至り類似の預入機關の發達、財界の不況等に因りて、預入度數並に金額に於て幾分か減少の趨勢を示して居るが、經濟界の恢復と鮮人

間に貯蓄思想が普及するに伴ひ、郵便貯金は將來大に増加の見込がある。

年 度	預 入		拂 入		平均一度の金額
	度 數	金額	度 數	金額	
大正十一年度	三、三三六、七六八	三三、六四、三六四	九六、七七七	三、四八、四八二	一七、四〇〇
昭和四年度	三、九三九、〇〇〇	三六、七三、三三七	一、五五、三三三	七、二二、二九三	二七、三三三

内鮮人郵便貯金比較

年 度	内地人貯金		朝鮮人貯金	
	人 員	金額	人 員	金額
大正十一年度	三九二、三九五	一七、二一、〇六一	四三、六二	一、九八、〇七五
昭和四年度	五九五、七七	三、三九、三三三	五三、六二	一、四八、八三五

郵便振替貯金に就ては、大正七年度に府または府の區域を包含する學校組合公金受拂の爲めに要する郵便振替貯金特別取扱を、同九年に國債募集、賣出、及び元利金支拂郵便振替貯金特別取扱を開始して以來、これを利用する者漸次多きを加へ、郵便振替貯金制度開始當時、即ち明治四十三年に於て僅に二百七十九人の加入者を有するに過ぎざりしものが、昭和五年三月末現在に於ては二萬三千五百六十三人の多きを算するに至つたのは、顯著なる進歩を云はねばならぬ。

簡易生命保險

朝鮮に於て簡易生命保險事業を開始するの議は大正四年頃より起りたるも、各種の事情によりて實現の域に達しなかつたが、社會狀態の推移は益々この種の制度の必要を感じしむるに至つたので、昭和四年七月一日より遞信局に於てその實施準備に着手し、同年十月一日よりこれを實施した。この事業は政府の獨占する非營利事業にして、その會計は朝鮮總督府會計より分離して、特別會計をなし、事業上の支出はその収入を以て支辨することとし、剩餘あるときはこれを加入者に還元するの趣意を採つた。保險の内容は内地のそれと同様で、保險の種類は終身保險、養老保險の二種とし、加入年齢は十二歳以上六十歳以下とする。保險金最高制限額は被保險者一人につき四百五十圓であるが、保險料計算の基礎中豫定利率及び附加率は朝鮮特殊の事情に照らし、これを内地のそれと異らしめ、従つて保險料率は内地のそれと異なり、概して稍や低率である。事業取扱機關は中央に於ては遞信局が監理事務に膺り、地方に於ては全鮮八百餘の郵便局所が申込の受附、保險料の取立、保險金の拂渡等の事務に當ることになつてをり、既設機關の利用による經費の節約と公衆の利用上に於ける便宜を圖つて來た。昭和四年十月事業の創始以來昭和五年三月まで六箇月間に於ける新契約は件數十二萬五千二百二十九件、保險金額二千六百二十五萬五千二百七十九圓にして、當初の計畫に比し遙に良好なる成績を示

して居る。

航空・電氣・瓦斯

近時内外の航空事業の急激なる發展に刺戟せられ、鮮内の航空事業者も漸次その事務を擴張し、或は航空機乗員の養成を圖る等の措置をなした爲め、事業の成績稍や見るべきものがあるに至つた。殊に昭和三年十月政府補助の下に設立せられた日本航空輸送株式會社に於ては、同四年四月一日より朝鮮及び滿洲を聯絡する定期航空輸送事務を開始し、更に昭和五年四月一日から從來一週三往復なりしを改め、一週六往復を實施してをる。昭和五年末現在に於ける鮮内民間航空事業の狀況は左の通りである。

日本航空輸送株式會社支所	出張所	一
同	出張所	二
同	營業所	一
航空輸送事業を企圖中の會社		一
航空關係技術者養成所		二
飛行機數		一二

操縱士數	一五	(内地朝鮮人 一四)
航空士數	五	(全部内地人操縱士にして航空士免狀の所有者とす)
機關士數	九	(全部内地人、内一名は操縱士にして機關士免狀の併有者とす)

航空事業の發達は運輸及び通信上極めて重要な使命を有して、これが發展の爲めに要する施設は少くないが、就中航空路の設置をその最も緊要なものとする。故に朝鮮に於ても遞信省の設置計畫に對應し、差當りこれが根幹たる内地及び滿洲を聯絡する航空路の設置計畫を樹てたが、この施設の完成には多額の經費を要するので、漸次これが完成を期することとし、先づ昭和三年度に於て京城飛行場及び蔚山飛行場を設置し、これに附屬設備をなし、尙ほ蔚山・黃澗・大田・天安・沙里院・平壤・定州及び新義州の八箇所に航空地上標識を設置してある。

昭和五年三月末現在に於ける電氣事業者數は營業用八十九(開業七十二、未開業十七)官廳用十七、自家用八十八、合計百九十四である。また瓦斯事業者二あり、營業用電氣事業及び瓦斯事業概況は次の如くなつて居る。

營業用電氣事業			
事業者數	八九	資本金	二〇三、六九五、〇〇〇円
		拂込資本金	六三、七〇一、五〇〇円
		發電力	四六六、〇〇二八キロワット

瓦斯事業

事業者数 資本金

二 二二,〇〇〇,〇〇〇^円

拂込資本金

一五,一五〇,〇〇〇^円

瓦斯發生量

二三五,四二五,四八四^{立方呎}

一三、生活

生活様式

食物

朝鮮人の食物は内地人と略ぼ同じく、主食物は米・麥・粟・大豆・小豆等にして、米若しくは粟又は米と麥・粟と小豆、若しくは大豆等を混食して用ひてをる。しかしながら一年を通じ、米のみを常食するものは極めて少く、大部分は米・麥・粟の混合したものを常食としてをる。近年生活難のものが多し爲めに、雑穀を以て主食物を補ひ、なほ各種穀物の混用も出来ずして、麥の收穫期に於ては麥のみを食ひ、米の收穫期には米のみを食ふといったやうに、各その作物の出来作を以て食ひ繋いで居るものが少くないのである。また米・麥を地主その他より借入れ、辛うじて收穫期までの露命を繋いで居るものも多いのである。朝鮮に於ては旱水害の如き天災の頻々として襲ひ来る關係上、普通農家は毎年五月前後には一般に穀物なく、麥は未だ熟せざる時（春窮、または七窮、麥嶺とも謂ふ）であるから、下級農民は食物のない爲めに、野生草木の若芽、葉及び根を採取し、これをそのまま、或は大豆の粉、雑穀類を少量混合し、煮て常食とするものがあり、なほ麥糠の精選したものをも食用するこことがある。一般作物不作の場合には蕎麥を播き、その收穫物により僅に生活を支え、翌年

の收穫期を待ち、或は他地方へ出稼、又は流浪するこゝもあり、山地帯の農民には、木の實・草の根等の救荒植物を用ふるものも少くないのである。甚だしきものになるに、京畿道に於てさへ或る種の土に草の芽なごを入れて、煮て喰つてゐる者があるさうである。最近の報道に據るに、不景氣の爲め漁村の生活難は一層深刻となり、或る地方の漁民は、海草の汁を啜りながら僅に餓死を免れて居るこゝいふこゝである。

副食物は大根・白菜・蕃椒・蒜・葱等の類を普通にし、蓬・芹等の野生植物、或は初春期には草木の若芽等をも食するが、一年を通じて漬物を絶たず、沈菜を稱する白菜・大根の漬物は、四季三食共に膳に上り、また酒の肴にも用ひられる。食用肉としては如何なる種類のものも用ふるが、魚類の生食は概して嗜好されない。干魚・明太魚・干鰯・貝・蟹等は廣く用ひられてをるが、中流以上の家庭を除きてはこれを四時常食とするやうなものは殆んどなく、食用肉としては牛を主とし、豚鷄をも用ひ、又は犬の肉を食ふ慣習があり、一般農民は正月に盆に多く獸肉を食用するやうである。

服装 朝鮮人の在來服は上衣チヨコリ・下衣より成立し、上衣は裕・綿入チヨクサム（襦衣）單（赤衫）等にして、何れも筒袖である。長さは胸までを普通するも、婦人のものは一層短く、乳房を覆ふ位のものである。左襟に前身頃の胸に長き幅廣の紐を付け、右胸脇にて結び餘端をさらり垂れるものである。下衣は裕・綿入チヨクサム（袴）單（袴衣）にして、上は腰紐にて括り、裾口を足頸に纏ひ「襪」の上より紐にて

括るのである。

周衣フルマキは襦衣の上に着る衣にして形は筒袖の長着に似て、脇入が廣く下方に擴がり、長さは脛までである。着方は襦衣と同様にして周衣は内地の羽織に相當し、通常禮服として外出には必ず着用するのである。以前は禮服の制ありて周衣の上に着たけれども、漸次廢せられ、今日は祭禮の如き場合に式服として用ひられてをる。

衣服の地質は木綿・麻・絹等にして、地色は多く白物を使ふも、上衣周衣には黒・鼠・茶・水色等を用ふるこゝあり、一般に白色を尙ぶが汚れ易く、これが洗濯に非常なる時間と勞力を要して不經濟なる關係上、昨今は色物を追々用ふる傾向があり、地方によりては白衣廢止の運動を盛んに興してゐる所もある。

女子は下衣の下に普通二枚乃至三枚の細き股引を穿き、その上に裳チヌを纏ふ。裳には裕・單（普通）ありて色物を用ふるが、他は多く白地である。上衣は男子よりも短きものにして、地質もまた同様であるが、色合は概して華かなもの多く、一般に濃厚なものを喜ぶ風がある。周衣は男子の服制であるが、近年は女子も着用するものが多くなつて來た。この外、馬掛子（冬期上衣の上に重ねて着るもの）背子（上衣の上に着る冬季の老人の着物）女子は腹巻（上衣と裳との間に巻くものにして、普通は綿入の幅一尺内外長さ六・七尺の帶様のもの等がある）を用る、なほ附屬品には吐手トス・囊巾チヌモニーあり、

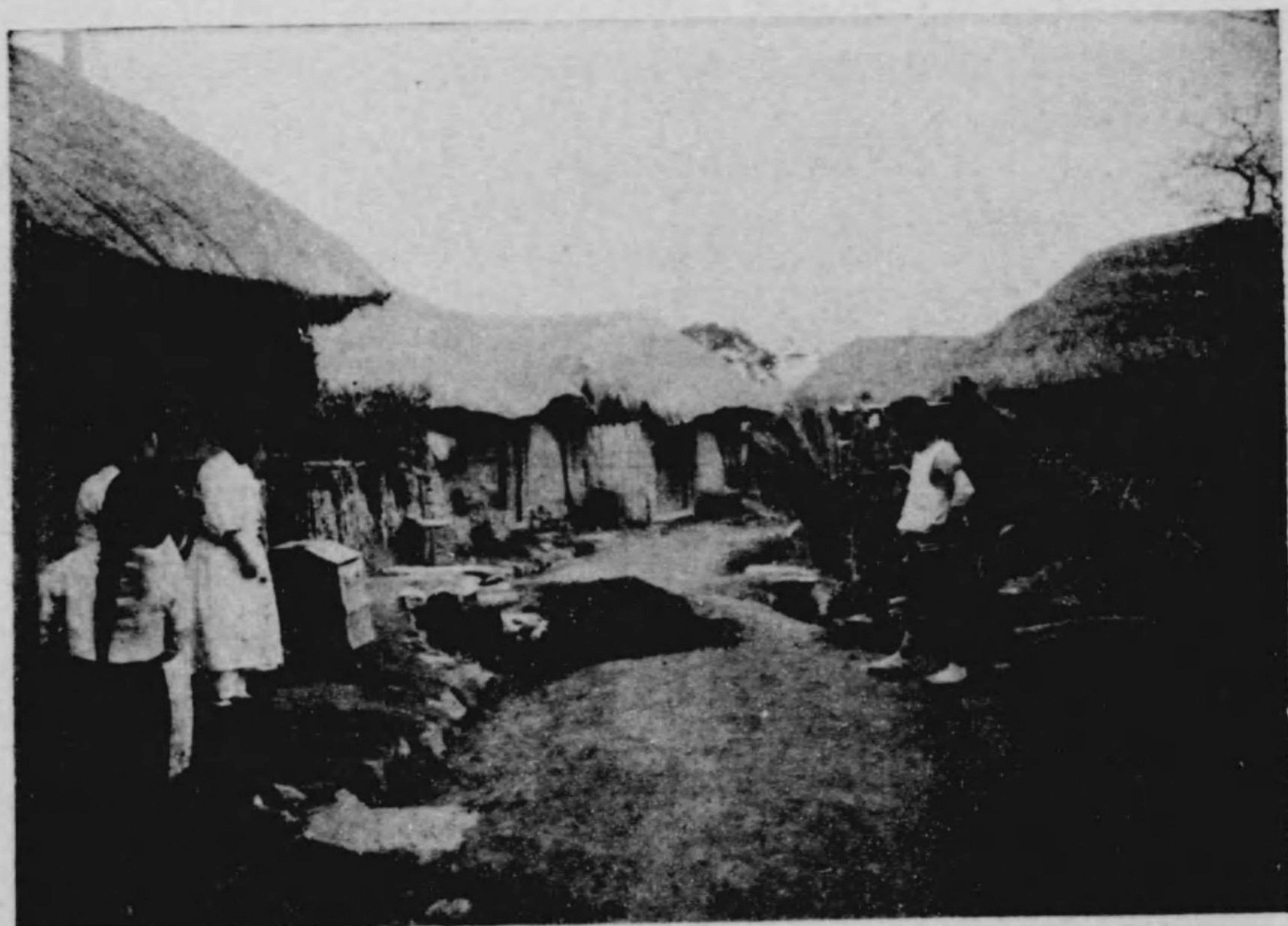
吐手は腕貫に類し、袷・綿入、毛皮は防寒用・夏用のものは籐、又は馬尾にて編みたるもので、袖口に汗の染むるを防ぐものである。褌巾は即ち巾着にして、内には金銭・燐寸・小刀等を入れ、革匣に
いふのは紙製、又は布製にして、刻煙草を入れるものである。何れも腰に吊し、その外眼鏡をも腰に
佩ぶるものがある。

寝具には覆布團・敷布團あり、敷布團は木綿又は絹を被さし、内に厚く綿を入れるものにして、幅
三尺内外、長さ五・六尺のもの、覆布團は敷布團より綿入れ稍薄く、大き約三倍ある。覆布團の薄い
のは温突を使用する關係にして、夏季は麻の袷、又は單のものを着用。以上は中流以上の家庭に於け
る寝具にして、上流家庭では絹ものを用ふるが、下流の家庭は寝具のなきものが多い。

住宅 住宅の建築方式は木造の平屋建が多く、外側は土・石を一緒にして壁を塗り、内壁は土
のみを塗り室内は紙を張り、屋根は普通藁葺である。如何なる家にも一室乃至數室の温突を有し、温
突の床下は數條の火坑を築き、その上に板石を並べて床をなし、その床に土を塗りて平にし、更にそ
の上に幾重にも紙を張り、最後には油紙を張りて絶対に煙の洩るるを防ぐものである。焚口に燃料を
投げ置くときは、火氣が火坑を通じ煙突に逃れ行く際、石床を暖め、室内の温度を適當に保たしめる
ものである。家屋構造は外舎に内舎に區別し、外舎は中門の外に置きこれを舍廊と稱し、男子の居室
にして客室にも充て、傍らに婢僕の居室を設けたものもある。内舎は中門の内にあり、内庭を控へ、



民 家 (其の一)



民 家 (其の二)

婦人の居室ミシ、その傍には厨房・庫間（物置）等あり、内舎の温突は普通内房ミ越房を有し、その間に板の間を置きて大廳ミ稱し、食事の用意・夏時の食事・女子の裁縫・或は慶弔の儀式を行ふ所ミなつてをる。これは中部及び南鮮地方の住宅様式であるが、西部及び北部地方の寒氣の激しい地方に行くミ、この大廳ミ稱する板の間を設けてないのが普通である。尤も生活の程度によつて、斯くの如き間取を有しないものゝ多いことは言ふまでもない。即ち貧民にありては温突一間・二間位の小住宅に住んでをる者が尠からず、北鮮地方に行くミ、人家の中に牛舎を設けて居るのが、普通農家の住宅様式である。

冠 婚 葬 祭

冠 禮 朝鮮在來の慣習では、男子の成人の際は冠禮を行ひ、女子は笄禮を行ひ、童幼、即ち總角チヨンガクミ區別するこゝになつてをる。冠禮及び笄禮は男女婚約成立したる後行ふものにして、時期は婚禮を行ふ約二・三箇月前を普通ミする。男子の冠禮は髪を頭の上に結び、笠子を冠り、女子の笄禮は髪を頭の後に結び、笄を差すものである。蓋し冠禮は元服の禮にして、相當の年齢に達するミ加冠の禮を行ひ、以て成人の班に入らしむるのである。近來は斯の如き冠禮笄禮の儀式は大いに廢れつゝあり、殊に中流以上に於ては斯くの如きこゝを行はざるもの多く、普通學校教育の普及の結果、男子は斷髮

を行ふやうになつたので、大に趣きを變へて來た。しかしながら今日も雖も、地方には早婚の弊が少なくなく、男子十一・二歳以上に達せば婚約を爲し、冠禮を行ひ、成人の班に入らしむるものもある。

婚禮 結婚の儀式は極めて複雑なものであるが、親族間の結婚に關しては高麗時代の以前に於ては無制限であつたが、李朝になつてから儒教思想の影響を受け同性不婚の掟を守つて居る。

從來婚姻に就いては家長が専斷で行ひ本人の意志を問はない慣習がある。斯くの如き不自然な強制結婚の結果、往々にして弊害を助成してをる。また近來離婚が漸く多くなつて來たが、これは男女教育の不平等即ち男子のみ教育を受けて女子の無智なるに原因してゐるこゝが多いやうである。

婚姻の儀式を重んずる結果、婚姻の費用は階級又は貧富により一様ではないが、大體に於て有資産者になる程男家の負擔が比較的少く、無産者はこれに反し、男家に於て新婦の衣裳は勿論その他一般の費用を負擔するものがある。水原地方の調査によるに、中流以上の普通家庭に於ける結婚費用は、男家の費用として、新郎の服装費七十圓、女家に對する幣物及び匣の費用五十圓、新婦の佩物費七十圓、女家までの往復旅費四十圓、宴會費及び飲食物費百圓、計三百三十圓であるが、女家の費用は、新婦の服装費五百圓、新婦所持品の筆筒その他道具費三百圓、新郎初衣費四十圓、男家までの往復旅費八十圓、宴會費及び飲食物費百五十圓、計一千圓以上になつてをる。

これは中流以上の家庭に於ける結婚費用の最小限度を見積りたるもので、部落内に於て婚姻の行はるゝ場合は、部落の者は普通勞力を提供して加勢する慣習があるが、これらの費用は右の計算には含まれてはをらぬ。

葬禮 葬式は最も嚴肅に行はるゝ慣習があり、不幸に遭ひたる家には附近居住の親戚は勿論、部落の者集りて、遠方の親戚友人に對する訃告の發送、その他葬式準備に關する世話を爲し、喪主及び服人等は喪服を着け、言語を慎み、憂色を帶び喪主は罪人自稱し、粥又は粗食を食ひ、晝夜哀哭を爲し、弔客に對しては「哀號」の聲を以て送迎を行ふ。服人の喪服仕立終了と同時に死者の着物を縫ひ、死骸を包み、棺に納め、葬式日には葬輿に乗せ、喪主・服人・親戚・友人等これに尾行し、墳墓の設けある山地に向ふものである。

祭祀 祖先の祭祀は極めて尊重に行ひ、従つて葬式及び祭祀に用する經費は極めて多額に上り、中流以上の家庭に於ては、その費用の爲めに田地を賣り、土地を擔保して負債を爲すが如き例が極めて少くない。尤も下流生活者には契の組織があつて、葬式に要する一切の器具は部落民の共同にて購入したものを用ひ、極めて簡単に葬式を行ふ便利もある。

近時冠婚葬祭の禮を簡單にし、冗費を節約するの運動が漸く盛んとなり、また都會地に於ては、從來の朝鮮式の結婚及び葬式に代ふるに、内地式、又は洋式を加味したるものがあり、殊に新しき教育を受けたる人達の間には、教會に於て結婚式を擧げ、葬式を行ふものが少くない。

朝鮮に於ては古來同族の集團したる部落が多く、従つてその集團生活は、結合力が比較的鞏固であるが、同族部落以外の部落に於ても各種の契が古くより行はれ、部落民相互の生活上にこれを利用するところが少くない。大正十四年に契の調査を行つた結果に據るに、朝鮮内に行はれてをる契は、公共事業を目的とする契の種類が六十三種、扶助を目的とする契は百七種、産業を目的とする契は五十八種、金融を目的とする契は三十二種、娯樂を目的とする契は十三種、その他の契は四種、合計百七十七種の多きに達してをる。尙ほこの外にも類似の名稱及び目的の契は少くあるまいから、各種の目的を有する契の種類は實に夥しき數に達する譯である。また近來は契の思想より更に發達して組合の名稱に變更されてるものも少くない。

されば事實上朝鮮人の間に於ては契の精神が想像以上に普及し、その利用の範圍が極めて廣く、契の活動は集團生活に於ける組合勢力として相當有力なることを窺ひ得るのである。殖産工業の振興、社會教育の普及、國民生活の向上等の爲めには、民衆の共同團結は益々必要であるから、現に朝鮮人の間に涵養されてをる契の思想を大に助長せしめ、各種の組合事業の進歩改善を計ることは、實に緊要なところである。今試みに契の活動狀況を見るに、公共事業を目的とする契は、契數千六百二十三、

加入者八萬二千三百十二人、その財産三十一萬七千四百九圓、扶助を目的とする契は、契數一萬一千六百九十六、加入者三十五萬千七百七十二人、その財産五十萬六千四百四十一圓、金融を目的とする契は、契數二千七十三、加入者十三萬四千三百三十九人、この財産百八萬四千九十五圓、娯樂を目的とする契は、契數二百六十四、加入者五千四百四十四人、この財産一萬七千八百十圓、その他の契は、契數千二百二十四、加入者七萬二千四百二人、この財産三十九萬九千四百七十六圓に達してをる。契の監督取締については、各道警察部に於て講習契會取締規則を設け、それら適當なる監督取締を爲し、なほ弊害ある契會の整理についても周到なる注意を拂つて居る。

この外、最近には産業上、その他各種の團體がありて、部落民の幸福を増進する上に活動を爲してをるが、近時各地に於て模範村、優良村の表彰されたもの少からず、地方の改良、民風の刷新、教育の普及、産業の發達等に多大の貢獻をして居る。殊に教育を受けたる青年の農村に於て活動する者が漸く多くなりたる結果、朝鮮の農村は今や急激なる勢ひを以て進歩發達を來しつつあるは、洵に欣ぶべき傾向であるが、一方に於ては、思想的に惡化して居る地方も、亦決して尠しきしないのである。

農家の収入支出

農家の收支狀況は地方により、農家の階級によりて差異あるを以て、一律に論ずることは出来ない

が、先年内務局社會課に於て發表したる農家經濟に關する調査によるに、全鮮の農家總戸數二百七十二萬二千九百二十一戸中、小作農の九十七萬三千七百三十八戸が最も多數を占め、自作兼小作農の九十一萬七千三百一十一戸これに次ぎ、自作農五十五萬三千六百七十八戸、窮農十六萬二千二百九戸、地主十二萬一千九百八十五戸となつてをる。その收支狀況は、各道の農業を總平均して、一戸當地主は五百五十四圓、自作農は八十七圓、自作兼小作農は二十五圓の差引殘高あり、小作農は十一圓、窮農は四圓の收支不足となつてをる。要するに朝鮮農家の收支狀態は、大中地主の收益は相當に多いが、中農以下の收支は極めて不良にして、殊に細自作農・細自作兼小作農・中小細小作農・窮農、即ち總農家中の三割八分四厘に當る農家は、何れも收支相償はざる、洵に憐むべき境遇に置かれてあるのである。こゝに於てか、これらの窮境に陥れる小農階級の保護を計るこゝは極めて必要にして、特に小作農の爲めに、過酷なる小作條件を改善せしむるこゝが急務である。

全鮮農家一戸當收支平均表

地 主	大			中			小			細			一戸當平均
	差	支	收	差	支	收	差	支	收	差	支	收	
	引	出	入	引	出	入	引	出	入	引	出	入	
	五、五八二	五、一三〇	一〇、七一一	七〇四	一、五三二	二、二二六	二四〇	七二四	九五四	四七	四一〇	四六七	一、五三四
													九八九
													五四五

自 作 兼 小 作 農	自 作 農			小 作 農			窮 農		
	差	支	收	差	支	收	差	支	收
	引	出	入	引	出	入	引	出	入
	九二四	九一	一、〇一五	八二四	八〇八	一六	一	一	一
	五五一	四四	五九五	五九一	五九六	五	一	一	一
	三七四	七	三六一	三三三	三五三	二〇	一	一	一
	二四二	一	二四一	二二五	二二七	二二	一〇六	一〇二	一〇二
	四五二	二五	四七六	四〇三	四一四	△	四六三	五一〇	五一〇
							四七	四七	四七

これを要するに、中小作農以下の農家は、悉く收支相償はざる状態にあるを以て、何等生活に餘裕なく、従つてこれらの階級に屬する農家は、一朝旱水害、その他不時の出來事に遭遇するときは、家財を放賣して他に轉業し、或は一家離散の不幸を見るに至る者が頗る多い。試みに農家經濟に關する調査に基いて農家の轉業狀況を見るに、大正十四年中の一箇年間の轉業總數十五萬百十二名にして、

その内最も多きは労働その他傭人となるもの六萬九千六百四十四名、次は内地への出稼人二萬五千三百八名、次は商業へ轉業せるもの二萬三千七百二十五名、工業へ轉業せるもの及び雜業へ轉業せるもの一萬六千八百三十九名、更に一家離散せるもの六千八百三十五名あり、またシベリヤへ出稼人の千九十名、その他の轉業者三千四百九十七名である。農家の轉業の多き地方は、慶尙北道及び慶尙南道で、これに次ぎ全羅南道・咸鏡南道も多い方であるが、それは旱害の影響を受くること多き結果、貧富の懸隔の多き爲めであること見られる。勿論年によつて轉業者の數に多少あるは當然であるが、農家の斯くの如き轉業の状態を見るに、農業に従事するよりは、他に轉業し、或は労働に従事し、内地・又は滿洲・シベリヤ方面に移住する方が生活上安易であることが窺はれる。凡そ水の低きにつく如く、人は生活の易き方面に赴くのが當然の成行であるから、農家を定着せしめんせば、收支相償ふやうな生活方法を講ぜねばならぬ。

右の農家收支状況及び農業の轉業状況を見るにきは、朝鮮に於ける小作農及び窮農の生活の困難なることは想像し得るであらう。また地主階級に於ても、大農業者は別として、中流以下の地主中には、近時物價騰貴の影響を受け、或は子弟教育費及び各種の租税公課の負擔が増加し、一方に於ては奢侈虚飾の風は依然として改らず、體面を重んじ、勤勞を卑み、生活程度のみ徒らに向上して、家計費の膨脹せる等の爲めに、収入に對して支出の急激なる超過を來し、餘儀なく土地家屋を擔保して

負債を爲し、或はこれを他に賣却する如き者も自然に夥しき數に達してをることは、土地所有權移動の事實に徴しても明かである。以上の事實を綜合して、朝鮮に於ける中小地主以下の農家が、大體に於て經濟的に疲弊してをることは窺ひ得るのである。

貧困者の窮狀

古來朝鮮人は概して貯蓄心に乏しく、従つて併合後に於ても銀行及び郵便貯金の如き極めて少いのである。大正十一年度の朝鮮内に於ける内鮮人の郵便貯金を比較するに、預入人員一人に付、内地人は四十三圓六十一錢、朝鮮人は二圓三十一錢であつた。それが昭和四年に於ては、内地人五十二圓六十二錢に増加し、朝鮮人も三圓三十三錢に増加したが、これによつて見ても朝鮮人の貯金額の極めて低いことが窺はれるであらう。而してその負債の多いことは驚くべきもので、中流以上の階級にありても土地家屋を擔保して負債をなせる者の多いことは勿論、中流以下の農家は肥料代、その他食物まで前借し、或は高利の負債を爲してをる者が甚だ多い。朝鮮人の負債について未だ正確なる調査をしたことがないから、住民の何割が負債を爲してをるかを明かにすることは困難であるが、嘗て江原道江陵郡の生活状態を調査した所によるに、或る部落は總農家三十戸中十五戸は負債を爲してをることが明かになつた。これに對して債權或は貯金を有してをる者は僅かに五戸である。それを見ても、

如何に朝鮮農家が負債の爲めに苦しんでをるかを窺ふこゝが出来やう。

最近、慶尙南道に於て、管内二百二十餘箇所の勤農救済組合所在部落に就いて、調査した結果に據るに、調査部落戸數二萬六千六百六十一戸中、負債人員一萬四千二百九十八人あり、その總負債額百五十二萬八千六百五十八圓に達し、一人平均百七圓に當つて居る。毎年の總収入平均百五十圓内外に過ぎないやうな小農の負債としては餘りに重いやうである。

父祖傳來の負債の爲めに、一生を働いても、働いても腰の伸びぬやうな者が、地方に行けば數へきれない程あり、斯くの如き窮境にありながら、なほ且つ冠婚葬祭費に莫大の經費をかけて、更に負債を重からしめ、或は教育熱の勃興に伴ひ身分不相應の教育費を要する者も尠しきせず、従つて中流以下の農家經濟の疲弊困窮は、近時益々著しきものがある。最も悲惨なるは春窮(麥の收穫前食物の不足するとき)、秋窮(稻の收穫前食物の不足するとき)で、地主より米麥を借入れる場合には、一斗を借入れて、次の收穫期に返済するときは一斗五升乃至二斗を支拂ふといつたやうなものも少からず、收穫と同時に小作料とこれらの負債を支拂ふときは、殆んど手に一物も残らぬやうな例も尠くないのである。昭和五年秋の如き未曾有の豐作の年に於てさへも、既にその翌年の一二月頃に至るに、米を食ふこゝの出来ない小作農が甚だ多かつたが、地方の事情に通ぜざる人には思ひ半ばに過ぎるであらう。従つて平年に於ける彼等の生活の悲惨なるこゝは想像以上である。農家の窮狀も左るこゝながら、小商工業者や、漁民や、勞働者の生

活難は寧ろこれ以上で、彼等は平素高利の借金を爲すか、生産品又は賃銀の前借をして生活を支えて居るのであるから、勢ひ資本家又は債權者の意の儘にならねばならぬ。

由來朝鮮に於ては一般に富の程度低く、平素に於ても貧困者數は極めて多く、生活資源の貯蓄なき爲め、一朝災害の發生に際しては、多數の人民は忽ち糊口に窮し、實にその慘狀目も當てられないものがある。殊に旱害、水害等の頻々として襲來する爲めに、一層貧困者の數を増す傾向がある。昭和元年の各道警察部の調査によるに、朝鮮全道に於ける細民は四十萬八千四百二十二世帯、人口百八十六萬人、窮民は七萬三千五百十五世帯、人口二十九萬五千六百二十人に達し、總戸數に對する細民及び窮民の割合は世帶數に於て一三%、人口數に於て一一%を占めて居る。尙ほこの外に一萬六十六人の乞食がゐるのである。しかしながら、その後數年間に於ける旱害の影響は極めて多く、また經濟界の不況に伴ひ失業者も増加してをるので、現在に於ては生活難に陥れる者の數は、恐らく右の數字の二倍乃至三倍にも上つてをるのであらうと想像される。各道中細民及び窮民の割合に多い地方は忠清南道にして、これに次ぐは全羅北道・江原道であり、その最も少きは咸鏡北道及び咸鏡南道である。また乞食は慶尙北道に最も多く、慶尙南道がこれに次いでをる。概して南鮮地方に貧困者が多く、北鮮地方には貧困者の少いこゝを示してをる。これは前者に貧富の懸隔が漸く著しく、後者には未だその傾向の濃厚に現はれざるこゝを物語つてをるのであらう。

尙ほ朝鮮には細民及び窮民に屬する火田民、稱する特殊の生活を爲す者がある。火田民は山野の樹木を焼拂ひ、その跡地を極めて亂雑に耕鋤し、これに粟・麥・大豆・小豆・黍・玉蜀黍・稗・馬鈴薯・麻等を栽培し、その收穫及び狩獵、炭焼等により幸うじて生活を爲しつゝある貧困者にして、彼等は多く北部の高山地帯に分布し、水草を追うて放浪したる遊牧時代の原始人さながらの生活を爲して居る。火田耕作の最も多きは平安北道の二十二萬八千餘人、咸鏡南道の二十四萬八千餘人、江原道に二十萬五千餘人、平安南道の十一萬一千餘人、黃海道に五萬七千餘人等にして、この外に營林署管内に十一萬餘人、其の他の諸道を合せるに約百二十萬の火田民がある。火田耕作は林野を荒廢し、洪水の原因を爲す等非常に弊害あり、當局は百方その整理を計つてをるが、しかもその減少を期するは容易のこゝでなく、從來屢々火田の耕作に對して嚴重なる處罰を加ふべしとの説が起つたが、詮ずる所、平地帯で困窮な生活を爲すよりも、山地帯に入つて火田耕作を爲す方が、生存上容易であるといふこゝに外ならぬとすれば、平地帯の生活の安定を期せざる限り、火田取締のみを嚴重にしても、その目的を達するこゝは困難である。

斯くの如く朝鮮に於ては貧民の數が極めて多いが、江陵郡の各部落について貧富の調査をした所によると、同郡は朝鮮の中にも比較的富裕なる郡である爲めか、郡内の總戸數一萬四千六百十一戸の内、中産以上の生活者八千四百七十四戸、その内一萬圓以上の資産家二百七十二戸に達してをる。今

その資産家及び貧民の數を見るに、資産三十萬圓以上の者一、二十萬圓以上の者三、十萬圓以上の者八、五萬圓以上の者二十四、三萬圓以上の者五十三、一萬圓以上の者百八十三に達し、中産者は八百二十二になつて居る。貧民は細民六千三十二、窮民九十、乞食十五で、この地方には貧民及び乞食の數が極めて少いのであるが、これは例外に屬し、他の諸郡に於ては資産家の數は極めて少く、細民及び窮民の數が甚だ多いのである。これは要するに富の分配が不平等であるこゝに、朝鮮の農家には副業の盛んでないこゝが、農家經濟を窮迫せしめてをる主なる原因である。これより先、水原郡及び濟州島の農家經濟の調査をも行つたが、水原郡の如く比較的富裕なる郡に於ても、貧民の數が極めて多いに反し、濟州島は半農半漁の生活を爲す農家が多い結果か、貧富の懸隔の比較的大ならざるこゝを明らかにした。これによつて見るも朝鮮の農家經濟の充實は、主作以外の副業収入の増加を計るこゝに力を注ぐ必要がある。

勤儉貯蓄の奨勵

朝鮮に於ては古來支那の諸制度を模倣し、政府に於ても各種の備荒救荒の施設を爲し、民間に於ては同族扶助の風があつた。この制度は一概に非難すべきではないが、政治の腐敗に伴ひ、救濟施設は住々不正官吏の私腹を肥やすの具となり、實際の用に適せざる憾みがありたるのみならず、却つてこ

れが爲めに國民の負擔を過重する弊を大ならしめ、國力疲弊の源を爲した例が頗る多い。また同族救濟を盛んならしめた結果、人民を墮弱に陥らしめ一般に勤儉貯蓄の風を失ひ、徒らに依頼心を増長せしめ、同族中の資産ある者には縁故者が蝟集して生活を爲し、兩班富豪の徒になれば、數十人乃至百餘人の同族を扶助してをる例が少くない。斯くの如き結果、現在に於ても徒らに扶助保護に依頼するこゝが一種の國民性となつてをるのは、寔に遺憾なこゝである。されば災害の救濟、失業の救濟に當りても、直接救濟よりも、寧ろ生業扶助、生産保護等に重きを置くこゝが必要である。

一般に朝鮮人は内地人や支那人に比較するに勤勞の風が少く、殊に女子の屋外勞働はまだ極めて少いのである。内地に較べて農家一戸當りの耕地面積は約五割多く、而して女子の屋外勞働を爲す者が内地に比して甚だ少く、男子の農業勞働も内地人に較べて遙かに劣つてをるにせば、その農業收穫の少いこゝは當然の歸結であらう。農業のみならず一般民衆の勤勞の念を盛んならしめざるに於ては、その生活の改善を期するこゝは到底困難な業である。

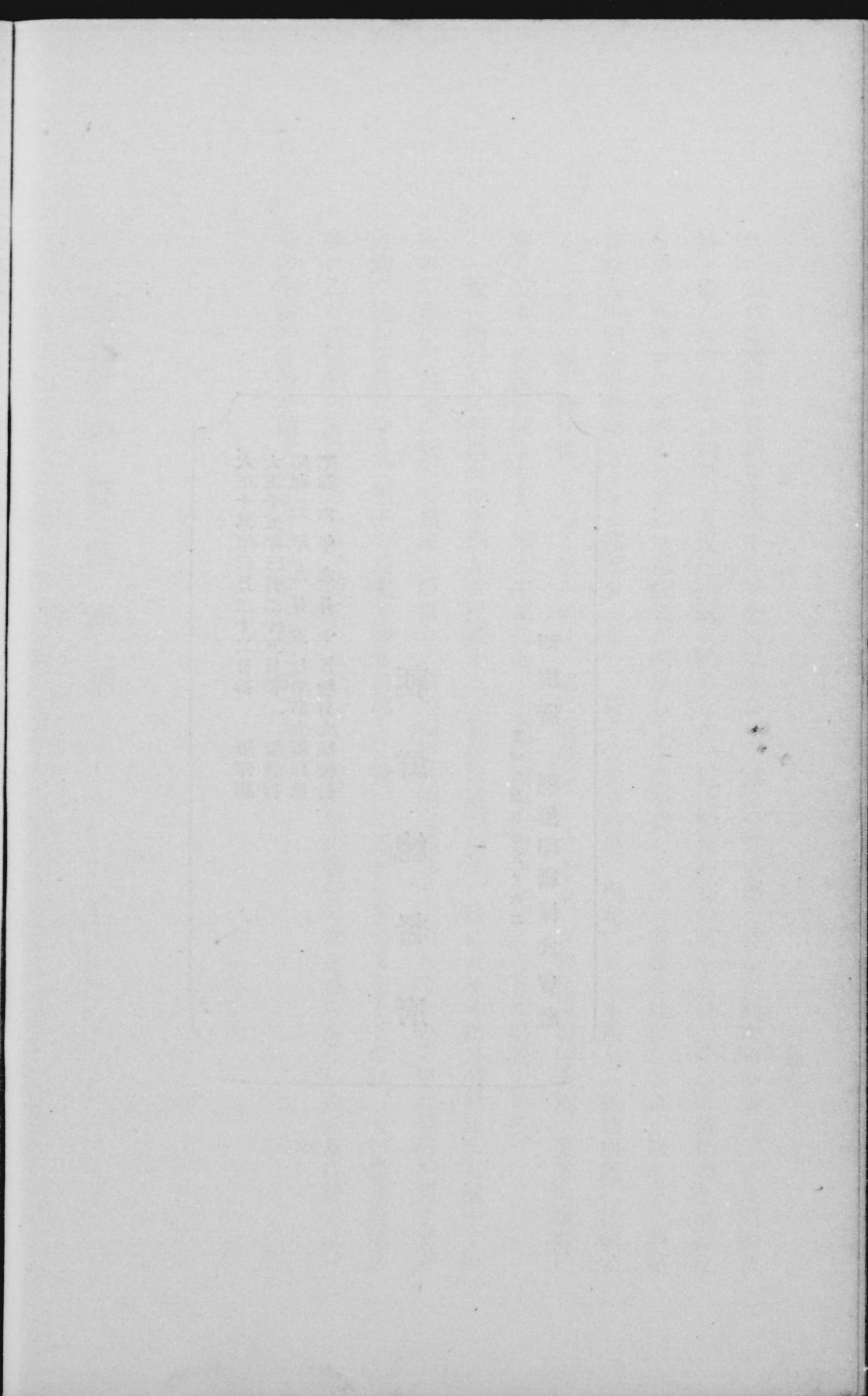
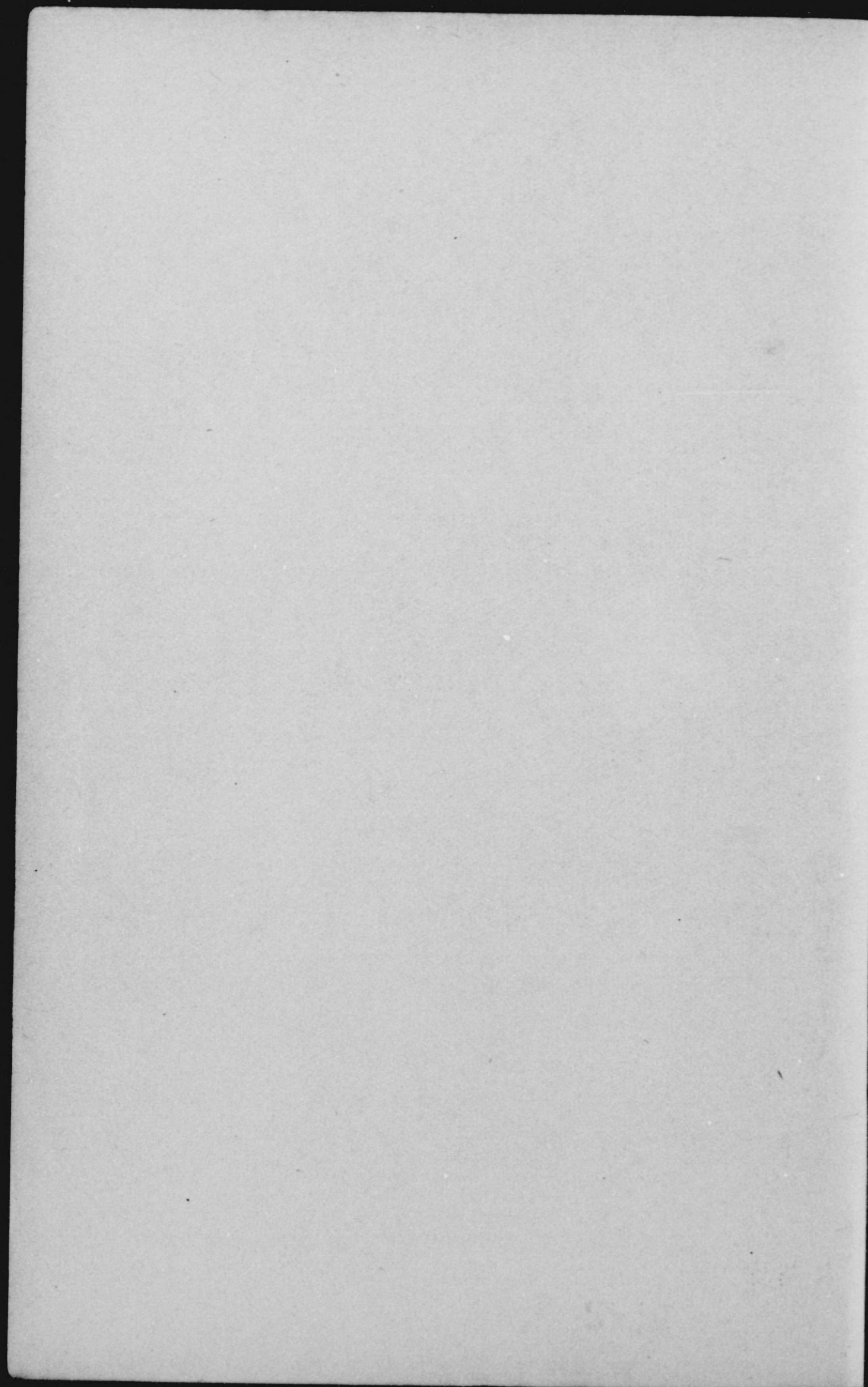
朝鮮の經濟事情

大正十五年三月二十二日初 版印刷
大正十五年三月二十五日初 版發行
昭和六年九月五日増訂九版印刷
昭和六年九月十日増訂九版發行

朝鮮總督府

京城府通泰町三ノ六二

印刷所 朝鮮印刷株式會社



昭和七年十一月廿六日
小牧真久敬呈

2.8.-2

